

令和3年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和3年6月17日 午前10時00分 開会
午後 4時57分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑋
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 2番 梨本洪瑋

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	3	吉村 始	一問一答	社会教育施設の役割と感染対策について	市 長 教育長 担当部長
				狭い踏切の危険性排除について	市 長 担当部長
2	2	梨本 洪珪	一問一答	コロナ禍における公共施設の利用制限について	市 長 教育長 担当部長
				産官学連携について	市 長 副市長 担当部長
3	5	松林 謙司	一問一答	高齢者見守りについてー緊急通報装置と水道スマートメーター設置ー	市 長 担当部長
				ペットの同行避難について	市 長 担当部長
				高齢者世帯エアコン購入費等助成制度の創設について	市 長 担当部長
4	7	内野 悦子	一問一答	新型コロナワクチンの円滑かつ迅速な接種に向けて	担当部長
				子どもたちの成長を育む環境整備について	市 長 担当部長
				子どもの心のサポートについて	教育長 担当部長
5	8	川村 優子	一問一答	介護保険事業計画について	市 長 担当部長
				コロナによる市民生活の影響について	市 長 教育長 担当部長
6	9	増田 順弘	一問一答	コロナ禍における屋外公共施設の使用制限について	市 長 教育長 担当部長
				ウンカ対策について	市 長 担当部長
				大字要望について	市 長 副市長 担当部長
7	6	谷原 一安	一問一答	入札契約の競争性、透明性、公正性の確保について	市 長 副市長 担当部長
				子育て支援の充実について	市 長 担当部長

8	1	杉本 訓規	一問一答	子育て支援について	市 長 副市長 教育長 担当部長
9	4	奥本 佳史	一問一答	コロナ感染者・回復者へのフォローアップ対応について	市 長 副市長 担当部長
				本市のデジタル化戦略について	市 長 副市長 担当部長

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月8日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、9名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行います。本日1番、トップバッターでございます。本日もどうぞよろしく願いをいたします。

今回の質問は2つあります。質問の1つ目は、社会教育施設の役割と感染対策についてであります。

2つ目は、狭い踏切の危険性排除についてであります。いつも使用しております恒例のパネルですけれども、今回も用意をいたしました。議長のお許しを得まして、適宜用いながら質問に臨みたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

西川議長 吉村始君。

吉村議員 今回の質問に先立ちまして、現在行われております新型コロナウイルスのワクチン接種について申し上げます。ワクチン接種につきましては、第一に、安全で行われなくてはなりません。また、安全であるということを前提に、できれば迅速に行われるのが望ましいと考えます。この点、葛城市の対応がスムーズで、市民の皆様からも高い評価を得ております。このところ、市内で出会ったご高齢の市民から、いついつワクチン受けに行くねんと声をかけられることがありますけれども、ニュースなどもご覧になってか、皆さん、葛城市の対応を褒めていらっしゃると思います。現在のようなスムーズな対応は、一朝一夕にできるものではありません。葛城市医師会の先生方、看護師、薬剤師の方々と葛城市職員の皆様との信頼関係が築かれているからであります。これまでの地道な努力についての話も聞き及んでおります。

明日は、奈良県の研修医の先生方も接種に加わってくださるそうであります。改めて、土日を問わず献身的に対応くださっている葛城市医師会の先生方、看護師、薬剤師の方々、市職員の皆様に感謝を申し上げます。

では、社会教育施設の役割と感染対策についてお伺いをいたします。葛城市では、次の日曜日、今月20日までの期間、市内の公共の集客施設が一律に閉館中であります。これは、当初、先月31日までであったものが再度延長されたものであります。今申しました集客施設という言葉は、平成28年3月に葛城市が発行しました、葛城市公共施設マネジメント基本計画の中に明記されております。この基本計画では、公共施設を分類したうちの1つを集客施設と定義していきまして、文化施設、図書館、体育施設、管理施設が集客施設だとされております。文化施設には、歴史博物館、相撲館「けはや座」、新庄・當麻両文化会館が挙げられています。今回の質問では、これら集客施設のうち、一般に社会教育施設と呼ばれる図書館と歴史博物館とについてお伺いをいたします。

さて、私、以前に一般質問で葛城市公共施設マネジメント基本計画について伺った際に、素朴な疑問として、基本計画に記載されていない道の駅かつらぎとウェルネス新庄について、共に市民の税金で建てた施設でありますけれども、両施設の位置づけについて市の見解をお伺いいたしました。それに対する早田産業観光部長のお答えは、共に指定管理者制度を利用し、施設の管理運営を外部民間会社に委託している施設に該当するという理由で基本計画には掲載はしていないものの、両施設とも当然公共施設と考えているというふうなお答えでございました。そこでお伺いいたします。道の駅かつらぎとウェルネス新庄については、誰が会館や閉館の判断をされるのでしょうか。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 皆さん、おはようございます。保健福祉部の東でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。先ほどから、コロナワクチンにつきましてお褒めのお言葉をいただきまして、大変うれしく思っております。今後も安全に気をつけながら進めてまいりたいと思っております。

それでは、吉村議員の質問でございます。集客施設、道の駅かつらぎとウェルネス新庄について、誰が開館の判断するのかということでございます。これらの2つの集客施設につきましては、市の指定管理施設となつてございますので、市からの強制力というものはないものの、当該施設に対しまして、市の新型コロナウイルス対策本部会議の決定事項をお伝えいたしまして、感染対策等のご協力をお願いしております。その1つであります両道の駅につきましては、その都度におけます感染状況に応じまして判断をいただきまして、休業もしくは営業時間の短縮を検討していただいております。また、ウェルネス新庄に関しましては、利用の多い大人のロッカールーム、そこにオゾン発生装置による除菌回数を週1回から2回に変更、また、施設の入り口にサーマルカメラを2台設置、また、浴室、サウナ、プールでの会話を控える案内強化、また、営業前の入館待ちの列について、ソーシャルディスタンスの確保と会話を控える案内の強化を実施していただき、安全対策を図っていただいております。このように、それぞれの施設でいろいろな感染対策等を講じていただき、

営業されているのが現状です。最終的な開館、閉館の判断は、おのこの施設のとなつてござ
います。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 2つの施設については、指定管理者が判断されているということでありま
す。市長は、このたびのコロナ禍を災害であるとして、新型コロナウイルスの感染対策
を最優先にされてきました。感染対策に尽力する行政の姿勢に対しては評価するものであり
ます。

では、これからは社会教育施設に絞つて質問をしたいと存じます。葛城市では、社会教育
施設につきましても、当初5月末までの閉館期間であったものを6月20日まで延長したわけ
でありますけれども、延長の決定に至つた経緯と、最終的にこのような決断をした理由につ
いてお伺いをいたします。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 吉村議員の質問にお答えをさせていただきます。

葛城市におきましては、新型コロナウイルス対策本部会議において、新型コロナウイルス対策
について判断をしておるところでございます。議員ご指摘の社会教育施設につきましても、
対策本部会議において、近隣3府県に緊急事態宣言が出たこと、そして何より、市内に感染
者が出ていることを受けまして、5月11日まで施設の休館を決定し、その後、ゴールデンウ
イーク中にも市内で感染者が出たことにより、5月31日まで再延長をいたしました。そして、
これ以降におきましても、全国において緊急事態宣言の区域が拡大され、市内での感染者も
減少しないことから、6月20日まで延長した次第でございます。ちなみに、昨年におきまし
ては、4月7日から5月25日まで全国に緊急事態宣言が出されておりました、奈良県におい
て、5月の感染者数が10名で、うち葛城市の感染者は2名でございました。しかしながら、
今年、今現在、緊急事態宣言中でありまして、奈良県におけます5月の感染者が1,720
名、うち葛城市の感染者が35名ということになってございます。直近1週間を見ましても、
6名という大変高い数字になってございまして、市民皆様のご協力の下、減少傾向にはござ
いますが、いまだ楽観視できない状況だというふうに認識を持っております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 何としてでも市内での感染を少なくしたいという強い気持ちがこもつた答弁だといふ
うに感じました。ところで、先ほども述べましたように、基本計画で集客施設と定義されてい
る文化施設、図書館、体育施設などは、それぞれ性格、そして役割が異なる施設であります
けれども、現時点では、それぞれの施設の性格と役割とを考慮して、開館、閉館の判断をし
ているのでありましょか。それとも全ての集客施設を一律に決めているのでありましょか。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、市内には、文化施設や体育

施設など様々な用途の集客施設というものがございます。葛城市新型コロナウイルス対策本部におきましては、葛城市の新型インフルエンザ等対策行動計画にのっとりまして、あらゆる感染防止対策を実施するとともに、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することを第一として、あらゆる角度から関係機関と議論をした上で、このたびは市内公共施設、社会教育施設、スポーツ施設におきましては、一律に休館をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 以上、次の質問の前提となることについての確認をいたしました。今回は、社会教育施設を含む集客施設については、一律に閉館の判断をされたということであります。さきに述べましたように、集客施設はそれぞれ持っている性格と与えられている役割とが施設ごとに違うというふうに私は考えております。今回の緊急事態宣言などは第4波に対してのものでありますけれども、今後第5波が来るかもしれませんし、コロナ禍の収束の時期については、誰も完全な予想ができない状況であります。このような中で、社会教育施設に期待される役割につきましても、どのように考えていけばいいかが今回の質問の趣旨であります。

では、先に図書館についてお伺いをいたします。県内の公共図書館の開館または閉館の状況は、現在どのようになっていますでしょうか。県内のほかの市と近隣の町についてお伺いをいたします。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 教育委員会の西川でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在、奈良県内の市立図書館で臨時休館している図書館は葛城市のみで、他館につきましては、新聞、雑誌などの閲覧制限、自習室の人数制限など、サービスを一部制限しながら開館している館がほとんどでございます。しかしながら、橿原市立図書館のように、ワクチン接種会場となっているため、午前中のみ開館されている館もございます。また、平常どおり開館している館、大和郡山市立図書館、香芝市民図書館もございます。また、北葛城郡内の町立図書館におきましても、サービスを一部制限しながら開館されておりますが、河合町立図書館につきましては、6月14日まで臨時休館しておられたという状況でございます。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 お隣の大和高田市立図書館では、現在、感染防止対策の1つとして、新聞と新刊の雑誌の閲覧を制限されています。そのほかの図書については通常どおり貸出しをされていて、図書館も開けておられるというようなことです。大体、大和高田市のような形の対応をされている図書館というのは、結構、近隣の町、それから他府県にもございます。例えば、緊急事態宣言が発出されています京都市図書館、それから、あと県内でも独自の特別警戒警報を発出されている奈良市立図書館、これも大和高田市立図書館と同様の対策を取っておられます。これ、パネルを使って他館の様子をお伝えしたいと思っておりますけれども、今、パネルを出してお

りますのは、京都市醍醐中央図書館のパネル、様子であります。京都市図書館といえますのは、醍醐中央図書館も含めまして4つの中央館がございまして、それと、あと小さい図書館も含めて20の図書館が設置されております。ここでは、先ほども申しましたように、新聞の閲覧ができないということで、普通は新聞がささっている閲覧の部分につきましては、このようにペケをしまして、閲覧を止めておりますというふうにあります。また、上の方、見づらいんですけど、この新刊雑誌、普通はここに全部新刊の雑誌のタイトルがざっと並んでるんですが、これも閲覧できないということで下げられています。ただし、バックナンバーについては貸出しができるということで、これは利用可能という形になっています。醍醐中央図書館では座席も使用できないようにしてあります。密を防ぐということから、椅子も全部ひっくり返しまして、机も合わせて部屋の隅っこに寄せてあるという形です。奈良市立図書館も同様の対策を取ってまして、例えば、私も見に行きましたけども、奈良市の北部図書館というのがあります。奈良市には3つ図書館がありますが、奈良市北部図書館は、ほぼ京都府の木津川市と面してまして、そういうことで、いろんな人が入ってくるというようなことですので、座席は、これも撤去してまして、できる限り30分以内の利用を呼びかけたりとか、時間制限をしているということでもあります。

さて、先ほど、平常どおり開館している図書館として、大和郡山市立図書館と香芝市民図書館とを挙げられました。この両館につきましては、新聞や新刊雑誌も含めまして、資料の閲覧や貸出しに制限がありません。それについては同じでありますけれども、館内のコロナ対策については違いがあります。今、このパネルは香芝市民図書館の様子なんですが、通常、座席のところありますね。閲覧席なんですが、椅子が向き合って並んでおります。そうしますと対面になるので飛沫とかの心配があるということで、今は座席数を半分に減らして、向かい合って並ばないようにしてると。飲食店でたまに見かけたりしますが、そういう形のものをとっておられます。大和郡山市の方は、こちらはすごくて、ほぼ平常どおりという形になっております。大和郡山市はアクリル板の設置等も特に行っておられませんが、去年、ソーシャルディスタンスを意識づけるために、足跡を床にマーキングというか、されましたけれども、それ以外はほぼ行っておられないというような状況であります。

続きまして、これ、平群町立図書館の様子なんですが、これも面白いので写真を撮ってきましたけれども、平群町立図書館でも、新聞や新刊雑誌も含めまして、資料の閲覧や貸出しには制限は一切ございません。唯一、視聴覚資料のみ利用制限がかかっています。これは理由は、全部資料は返却とかあったりしたりとか、人が手に取った後はアルコール消毒を徹底してやっておられますが、視聴覚資料についてはアルコール消毒ができないという理由でやめておられるということでもあります。平群町立図書館は、駅前にある平群町総合文化センターという複合施設に入っておられますけれども、先ほどご紹介しました香芝市民図書館と同様に、感染対策として座席数を半分に減らして密を防ぐという工夫をしておられます。今、このパネルのところには白い椅子のようなものが見えますけれども、これはもともと布地で、ほかの色の椅子なんです。ところが、毎日アルコールを吹きかけて消毒をするために、しやすいようにということで、白いビニールシートをかけて、そして消毒対策をすると。そのよ

うな対策をしておられます。大変な労力なんです。これ、京都市図書館とか奈良市立図書館のように、座席の使用禁止、時間を制約しますというふうにすれば、もしかしたら、こういう労力は要らないかもしれませんけれども、平群町の図書館の方に伺いますと、図書館の機能の1つであります居場所を提供するということが非常に大事である。居場所の提供のために、こういう椅子とかが必要である。座って本とかを閲覧してもらいたい。そのようなことを聞いております。

さて、當麻・新庄両図書館は現在閉館中でありましてけれども、これについての市民からの問合せは、要望があろうかと思えますけれども、主にどのような声が届いていますでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 市民からの問合せにつきましては、4月25日に休館させていただいてから5月初旬までは、いつまで臨時休館するのか、本を借りることはできないのかといった内容が寄せられておりました。5月8日以降につきましては、ホームページ等でも周知させていただいておりますが、電話、ウェブ予約にて本の貸出しを行いまして、それぞれの館の入り口において受渡しを行うことといたしましたので、本の貸出しについての問合せはなくなっているところです。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 5月8日以降、今のご答弁によりますと、これ以降はウェブ予約での本の貸出しをされているということでありました。閉館の中でも、図書館の機能の一部である貸出し業務は何とかできないかというふうなことで工夫をされているものと存じます。當麻・新庄両図書館は、現在建物はそれぞれ閉会中であっても、今のような継続している図書館サービスがあろうかと思えますが、どのようなサービスをされているのでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 ただいま申し上げましたのと重複いたしますが、電話とウェブ予約による図書館の貸出しは、お一人につき1回10冊まで実施しております。また、昨年末より始動しております電子図書館もご利用いただいているような状況です。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 それでは、當麻・新庄両図書館は、閉館前には、それぞれどのような感染防止対策を取っておられましたでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 利用者の皆様には、図書館へ入館する前に、必ず検温と手指の消毒、マスクの着用をお願いしております。また、万が一、利用者や職員に新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合に備え、来館記録を1か月間保管しております。来館記録の保管は厳重に管理し、新型コロナウイルス感染症拡大防止以外の目的には使用せず、保管期間が過ぎれば処分しております。さらに、返却された資料につきましては、資料からの感染を防止するため、

消毒液で資料のカバー全体の拭き取りを行っております。それ以外には、カウンターにアクリル板の仕切り板を設置し、飛沫対策を施したり、館内の閲覧席の減や学習室の座席の減と利用時間の制限、消毒液による館内の拭き取りなど、感染防止対策を行っております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 今ご答弁ありました、ほかの図書館などで行われている資料の消毒なども行っておられるということでもありますけれども、利用者や職員に新型コロナウイルスの陽性者が発生したときに備えて、来館記録を1か月間保管しておられるということでもあります。来館者の連絡先を記入させることにつきまして、近いところの例で、ふたかみ文化センターにあります、3階には、先ほどご紹介しました香芝市民図書館がありまして、1階には二上山博物館というのがございます。イメージとすれば、1階に葛城市の歴史博物館の展示室があって、3階の方に新庄図書館があるような、そんなイメージなんですけれども、こういった対応を見ましたら、二上山博物館では、入るときには、名前と連絡先、あるいは性別であるとか、それから年代、20代、30代、いつですか、入った時刻とか、そういったものを記録する紙を渡されまして、記載をいたします。反対に、香芝市民図書館はフリーパスです。特に何も記載を言われることはありません。同様に京都市図書館、それから奈良市立図書館も、入り口でこういった記載をしてくださいと、記入してくださいということはありません。なぜかといいますと、図書館というのは、利用者のプライバシーを守る、これに関しましては非常に敏感になっている施設だからであります。先ほどご紹介しました平群町立図書館でも、利用者のプライバシーを守るという観点から、来館記録を取るのかどうかということ、大変な議論になったというふうに聞いております。結果的に、今、入り口の右側のところに、最低限の情報、名前と、あと連絡先、電話番号の2点のみを書いてもらう紙を用意してまして、書いたら箱の中にぽんと入れてもらうと。そして一定期間保存をするということです。これについても、コロナのウイルス、2週間、それぐらいできる限り短くして、必要な分だけ保存をしたら、必ずシュレッダーにかけて破棄するというふうなことをやっておられます。

平群町立図書館で話を聞いていて、利用者のプライバシーを守るということにすごく熱心だと思ったのは、この建物の構造上、2階に研修室があるんです。そして、建物の構造上、オープンな雰囲気を出すためにガラス張りにして、今風の非常にかっこいい建物なんですけど、研修室内から図書館の閲覧室が見下ろせる構造になっております。そのために、せっかくガラス張りになってるのに、シールを貼ってしまっているというような状況です。これで目隠しをしますと。その理由は、図書館利用者のプライバシー、上からのぞいて、誰それがどんな本を読んでいるのかということが目に入らないように、それだけ図書館というのはプライバシーに配慮している施設であるというふうなことを改めて実感いたしました。そのことについて、私も元図書館司書でありますので、承知をしておりましたけれども、そうやって現場ではプライバシーの保護ということに対して考えているというふうに考えております。

さて、来館者の連絡先を記入させることにつきまして、個人情報の管理については、葛城市はどのような方針で管理していますでしょうか。また、図書館内あるいは教育委員会内で

の議論はあったのでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 来館者記録につきましては、昨年5月に公益社団法人日本図書館協会が作成いたしました、図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに、来館者の安全確保のために実施することの中で、氏名及び緊急連絡先を把握すると記載されておりまして、当館でも昨年6月より来館者記録を取っております。来館者が図書利用券を所持されている場合は、同意を求めた上で、そのID番号を記録させていただいており、所持されていない場合は、来館者名簿に記載させていただいております。記録の保管につきましては、厳重に管理し、万が一、新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、接触した可能性のある方の把握の目的以外には使用せず、1か月の保管期間が過ぎれば処分しております。また、各施設の貸し館等ご利用の場合は、主催者、責任者の方に趣旨を説明させていただき、作成された名簿の保管をお願いしております。

以上です。

西川議長 吉村始君。

吉村議員 日本図書館協会のガイドラインに従ったというふうなご答弁でありました。コロナ下のこの状況にありまして、やむを得ない、必要な措置だとは思いますが、しかし、記録の管理については厳格に行っていただきたいと思っております。

さて、現在の閉館が図書館活動に与えている影響についてお伺いをいたします。閉館のために貸出し冊数の減少が推察されるものでありますけれども、実際どのような状況でありましょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 貸出し冊数につきましては、減少しているところです。令和元年5月の貸出し冊数は、両館合わせて1万4,965冊でしたが、令和2年5月は5,702冊、令和3年5月は2,609冊となっております。令和2年5月の貸出し冊数につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月の休館当初より、電話、ウェブ予約による貸出しを行ってまいりました。また、當麻図書館では、風除室に並べていた書籍を、希望があれば玄関先で貸出しをさせていただいてまいりました。

次に、令和3年5月の貸出し冊数の内訳につきましては、4月25日より5月11日まで休館の措置を取らせていただいておりますが、4月27日に、奈良県に第一期緊急対処措置が発令され、葛城市でも、近々1週間の感染者の推移を見極め、強い危機感を持って施設の休館延長を想定し、5月8日より、電話、ウェブ予約の貸出しを行いました。その貸出しによるものと、昨年末より導入の電子書籍の5月の貸出し回数302回分をプラスした数字となっております。

以上です。

西川議長 吉村始君。

吉村議員 やっぱり減ってるということでもあります。電子図書館についてもお伺いをしたいと思います。導入からこれまでの、まず電子図書館の資料のタイトル数の変化はどうでしょうか。ま

た、貸出し状況はいかがでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 電子書籍のタイトル数の変化でございますが、令和2年12月25日の運用開始当初は115本でございましたが、その後、令和3年2月に14本、3月に652本、そして、今月に27本導入いたしましたので、現在は808本でございます。貸出し状況ですが、運用開始から5月31日まで、貸出し回数は988回でございます。月別の貸出し回数は、12月25日から運用を開始させていただきましたが、12月は97回、1月は216回、2月は91回、3月116回、4月166回、5月302回となっております。また、1日当たりの平均貸出し回数を見ますと、12月は13.8冊、1月は6.9冊、2月3.2冊、3月3.7冊、4月5.5冊、5月9.7冊となっております。以上でございます。

西川議長 吉村始君。

吉村議員 では、現況下における電子図書館の役割についてはどのようにお考えでしょうか。紙の図書、資料との違いや現時点でのコンテンツなどについて見解をお伺いいたします。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 電子図書館は、利用者が図書館に足を運ばなくても、パソコンやスマートフォン、タブレット等を使い、いつでもどこからでも24時間本を借りることができるため、新型コロナウイルスの感染予防のため外出を自粛されている方や、様々な理由で図書館に行きたくても行くことができない方に読書の機会を提供することができ、利用者の利便性の向上につながります。また、電子書籍には、文字を拡大する機能のほか、音声自動読み上げ機能があり、活字を読むことが困難な方にも読書を楽しんでいただくことができます。しかし、現在の電子書籍のコンテンツ数はまだまだ少なく、紙の図書で人気がある作家の作品などはほとんど電子書籍化されていません。また、コンテンツの価格は、紙の図書よりも4割程度高い上に、コンテンツによっては、買取りではなく、利用回数や利用年数に制限があるコンテンツもございます。当館では、市民の皆様に、電子図書館に関心を持ち、気軽にご利用いただくために、紙の本と大差のないように、幅広く様々なジャンルからコンテンツを収集しています。これからも利用者のニーズに沿う電子書籍の収集に努めたいと思っておりますが、今まで紙の本では購入を控えていた資格取得のための学習参考書や、学校の授業や家庭学習に役立つ図書などもそろえていきたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 今ご答弁ありました、特にいろいろ図書館で話を聞いておりますと、利用回数、あるいは利用年数に制限があるというふうなこと。紙の本では絶対にそんなことはありませんので、そういうことについて、いろいろと何とかならないかというふうな声はあちこちで聞いておるといふことであります。

さて、今後、図書館を再開する場合、どのような感染対策を想定されていますでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 図書館内における感染対策は、さきに述べさせていただきましたことを今後も

継続いたします。また、図書館の利用につきましては、館内での感染を防止するため、当面、図書の貸出しと返却サービスに限定し、新聞や新刊雑誌の閲覧は中止させていただきます。その他レファレンスサービスにつきましては、利用者の要望を伺い、感染防止のため、当日の対応を避け、でき得る限り迅速に回答するように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 話を伺いまして、イメージとすれば、お隣の大和高田市立図書館とか京都市図書館、奈良市立図書館に近いような対応をされるというふうなことを承りました。

さて、1冊本をご紹介しますが、これ、2003年に出された結構古い本であるんですが、図書館関係者でしたら絶対に知ってるというバイブルみたいな本で、「浦安図書館にできること」という常世田先生の書かれた本なんですが、浦安図書館というのは千葉県浦安市の図書館ですが、図書館の基本的なサービスを徹底的にやって高い評価を得ていると。オーソドックスなことを真面目にきちっとやったというような図書館であります。さて、この本の中で、公共図書館の目的、図書館は何のためにあるのだろうかということについて触れられています。今から文章を読みますと、多くの方が、図書館は本を貸してくれるところ、本を貸すのが目的と思っていらっしゃるかもしれませんが、図書館にとって本を貸し出すことは、本来、図書館が持っている機能と目的を果たすための1つの手段にすぎません。公共図書館の唯一の目的は、市民に対する知識と情報の提供ですというふうに書いてあります。知識や情報の共有化、これを目に見える形にしたのが公共図書館なんですと。そういうふうにつまみ取れば、公共図書館が存在する本当の意味が分からない。もし、単純に本を貸すところであれば、書店と競合するだけの存在になってしまうんだみたいなことが書かれています。市民に対する知識と情報の提供、これはなぜ必要かという、これはやはり市民の知る権利を保障するためだと思います。資料の貸出し、そしてレファレンス、居場所の提供などは、そのための手段であると私も考えております。

さて、図書の貸出し以外の、今申しましたように、図書館の大事な機能の1つにレファレンスがあります。コロナ禍の状況において、利用者とのやり取りの中で、利用者が今求めておられるニーズを酌み取ることに意味があるものと私も考えますけれども、いかがでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 図書館ではレファレンスサービスを、図書館の利用者に図書館が本当に必要な施設であることを認識してもらえる重要なサービスと捉えております。そのため、コロナ禍であっても、利用者の要求に応じ、解決に向けた相談等対応に努めているところです。レファレンスの内容により、電話で回答できるものであれば、調査後すぐに回答しておりますが、調査に時間が必要なものは、その旨をお伝えした上、後日回答しております。コロナ禍で図書館業務を一部制限はしておりますが、市民の知る権利を守ることは図書館の果たすべき役割と考えております。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 以前の一般質問で、私、當麻図書館とこども・若者サポートセンターとの連携を提言いたしました。1つの方法としましては、コロナ禍において役立つ図書のコーナーを作って、併せて、相談窓口のある課の情報も掲出できるのではないかとこのように思います。今、実際、行政の敷居が高いとおられる市民に、相談の入り口を示すことになるのではないかとこのように考えるんですが、いかがでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 図書館はどなたでも自由に利用できる施設です。その特性を生かしまして、図書館が市民にとって情報を取得できる場として、不安の解消と安らげる居場所となりますよう、住民が知りたい情報を気軽に入手できる環境を整えていければと考えております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 体調不良、またはDVや児童虐待などで悩んでおられる市民の方、たくさんいらっしゃると思いますが、何らかの解決を求めて図書館の本を借りられるかもしれません。人権政策課では、相談窓口を記したポケットティッシュの配布など、こういうのを行っていただけますけれども、同様に、連絡先の電話番号や該当ページのQRコードなどを記した紙を、例えば、図書を貸し出す際に挟み込むなどのアイデアも聞いております。ぜひとも検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

西川議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 図書館は、市民の多種多様な要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集し、市民の利用に供しております。図書館の資料が市民の悩みの解決に役立つことができるよう、また、相談窓口などの案内を関係書籍のポケットに挟み込むなど、関係課とも協議を重ね、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 どうぞよろしくお願いいたします。次に、歴史博物館についてお伺いをいたします。歴史博物館においても、図書館と同様、閉館中であることについての問合せがあろうかと思えますけれども、主にどんな声が届いていますでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

歴史博物館につきましては、再開時期に関する問合せを中心に、実施予定でありました企画展についての問合せ、また定例講座につきましても、楽しみにしていただいている方も多く、30件程度の問合せや開催についての要望も多くございました。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。ここで皆様にご紹介いたしますが、日本博物館協会の会長の銭谷眞美さんという方、この方は東京国立博物館の館長でもありますけれども、緊急事態宣言が

発出されました知事に向けて、博物館が持続的に社会的役割を果たすためにというふうなお願いの文書を出されております。その中で、私ずっと読んでおりました、気になるところがありましたので、全部ではありません。割愛して、はしょって読み上げますと、博物館は、人々の日常生活に不可欠な社会教育施設ですとあります。博物館は、今を生きる人の幸せと未来を考えるよすがとして、欠くことのできない社会基盤です。博物館法による博物館は、社会教育機関として、市民・利用者の社会教育、生涯学習、豊かな感性の創造に欠かせない機能を果たしています。博物館は、今般のコロナ禍という困難な社会状況の中でも、不確実な今後への不安に満ちた時代に生きる人々に対し、安定した感情の維持や知的活動の充実を助け、「心の健康」の維持を支援することができます、というふうにあります。私もこれを読んで、まさにそうだなというふうに感じ入った次第であります。

さて、歴史博物館には忍海小学校などの児童が校外学習で訪れて、市内で出土した土器に触れるなどの学習の機会を提供されているというふうに伺っております。このたびの閉館のために、市内の小学校の校外学習などの機会の損失はなかったのでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

葛城市では、小学校3年生の児童が、昔からの暮らしを学ぶために来館されます。例年1月から3月頃に来館を予定されておりました、このときは休館であったために学ぶ機会がなくなったということについては聞き及んでおりません。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 さて、歴史博物館も現在閉館中ではありますが、閉館前にはどのような感染防止対策を取っておられたのでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 閉館前の感染対策でございますが、利用者には、歴史博物館へ入館する前に、必ず検温と手指の消毒、またマスクの着用をお願いしております。また、万が一、利用者や職員に新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合に備え、来館者記録カードに記入していただいております。さらに、窓口にはアクリル板の仕切り板を設置いたしまして、飛沫対策を施し、また、ホールの座席の定員数の減、また会議室の利用者数の定員減、消毒液による館内の拭き取り、換気など感染防止対策を行ってまいりました。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 今伺いましたように、歴史博物館の場合、展示室が密になるような状況は考えにくいと思います。また、公開講座も、受講数を減らして講演時間を短くするなどの対策を取って準備もしておられたと聞いております。十分な感染対策を取っていれば、葛城市の二上山博物館と同様に、開館しても大丈夫だったのではないかという市民の声も聞いているところであります。ちなみに、二上山博物館では、市民向けの公開講座も休まず開講されております。

さて、開館、閉館の判断につきまして私の考えを申し上げます。例えば京都市の場合、図

書館を運営している生涯学習振興財団という外郭団体の本部と教育委員会とが相談して、開館の有無を決定しておられます。公共施設は一律ではなく、冒頭申し上げたとおり、持っている性格と与えられている役割とが違います。それぞれ図書館法と博物館法との趣旨に基づいて設置されている施設であり、その趣旨については、専門職である司書と学芸員が一番よく理解しているはずだと考えます。

そこで教育長にお伺いいたします。今後、第5波以降の緊急事態宣言が出されるようなことがあっても、図書館や博物館の開館、閉館の判断をする際は、現場の意見を十分聞いて、一律ではなく、個別に判断をするのが今後は望ましいと考えます。例えば、十分な感染症対策を取った上で開館するとか、場合によっては、講演会などのイベントの開催も可能ではないでしょうか。また、社会教育施設の閉館に伴う、特に子どもたちへの体験や学習機会の喪失について、教育長の考えをお伺いいたします。

西川議長 樫本教育長。

樫本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の樫本でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。吉村議員の今の質問にお答えさせていただきます。

社会教育施設は、家庭や学校の外で全ての年齢の人が学習や研修、また趣味に講じたりすることができる生涯学習のための施設であり、特に市民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たすとともに、社会教育施設が人づくり、まちづくりの拠点として機能するよう促すことが重要であると認識しているところでございます。コロナ下における、それら施設の休館につきましては、まずは危機管理として、感染拡大をさせないことを一番に考え、市民の安全・安心を考慮し、適切に判断することが必要だと考えます。その中で、休館した場合におきましても、社会教育施設の役割から、感染症対策を十分考慮した図書館サービスでありましたり、また、オンデマンドによる講演会などの実施も検討することができると考えております。また、社会教育施設の休館に伴いまして、子どもたちの学習機会が失われないよう配慮することは当然必要だと考えています。例えば、学校には学校図書館があるため、市立図書館とは当然、扱う書籍でありましたり、また、その役割はもちろん異なりますが、子どもたちの読書活動等は継続していけると考えております。また、歴史博物館などの施設への見学、また学校行事につきましては、できる限り実施する方向で現在調整しているところでございます。ただし、今後、感染状況等が悪化し、休館が長期化するようなときは、子どもたちの学習機会が喪失しないよう、学校に整備されました1人1台タブレットを活用して、オンライン見学でありましたり、またオンデマンド方式による学習も取り入れる必要があると、今考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 社会教育施設の役割ということについてもご答弁ありましたけれども、どうぞよろしくお伺いいたします。先ほど、図書館司書、学芸員というふうなことを言いましたけれども、葛城市につきましては、専門職の数が足りているとは私は考えておりません。本来は、當麻、新庄それぞれの図書館に複数の司書が配置されていて、必ず来館者が来れば対応に当たれる

のが望ましいんですが、今はそのような状況にはありません。専門職の充実も併せて要望をしておきたいと思います。

続きまして、前後の道路に比べて幅が狭い踏切の危険性排除についてお伺いをいたします。前後の道路に比べて幅が狭い踏切というのは、例えば幅が3メートルぐらいある道路と電車の線路とが交差していて、その踏切道の幅が2メートルしかないというようなケースであります。葛城市内にも、道路は車の行き違いができるのに、踏切は1台ずつしか通れない狭い踏切が複数か所あります。中には、車はぎりぎり通れますが、慎重に通らないと脱輪しそうだというような狭い踏切もあります。

そこでお伺いいたします。市内にある踏切道の数は幾つでしょうか。そのうち幅が狭い、例えば幅員が2メートル以下の踏切は何か所ありますでしょうか。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

踏切につきましては、踏切道の幅員、接道する道路の幅員等を台帳により整理しております。踏切の数といたしましては、近鉄南大阪線で17か所、近鉄御所線で21か所、JR和歌山線で6か所でございます。うち幅員が2メートル以下の幅員につきましては、近鉄南大阪線で6か所、近鉄御所線で5か所となっており、JR和歌山線にはございません。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 狭い踏切につきましても、私は市民の方から何度も要望を伺っております。市にはこれまで大字からどのような要望があり、どのように対応をされてきましたでしょうか。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問について答えさせていただきます。

踏切道に関する大字からの要望につきましては、踏切道の平坦性の確保、踏切道の拡幅などが主な内容でございます。踏切道の平坦性の確保につきましては、鉄道事業者におきまして、計画的に順次、改良工事も進めております。また、接道する道路と同幅員までの踏切道の拡幅につきましては、鉄道事業者に対し要望を協議しておりますが、近接する踏切道との統廃合が必須条件とされており、利用者のことを総合的に勘案しますと、大字には難しい状況であると回答をさせていただいております。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 大字からは、主に平坦性の確保と拡幅の要望があるということでもあります。古い踏切は、長い年月の中で、車輪で渡るとがたがたするものもあります。今おっしゃった平坦性の確保とは、これらを平らに改良するということでもあります。改良された踏切を見ますと、大体黒い板が今敷かれてる踏切が多いですけれども、これは清田軌道工業のKG式弾性構造踏切という、鋼管ゴムで被覆したと、まいたというものだそうで、頑丈なゴムの被覆で覆われていて、車でも歩いても通行しやすくなっています。

さて、踏切の幅を広げてほしいという声につきましては、鉄道事業者から市への説明の中で、近くの踏切道との統廃合が必須条件であるというふうに市としては聞いておられるということでもあります。では、これまで市内での踏切道の拡幅の実績についてお伺いをいたします。この議場のあります新庄庁舎前から北花内交差点前に続く市道であります新庄・停車場線と交差します近鉄御所線の新庄第1号踏切の拡幅の経過につきまして、分かっている範囲でお聞かせを願いたいと思います。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。

新庄第1号踏切の拡幅の経緯についてでございますが、平成10年頃から平成12年頃にかけて工事を行い、当初5.5メートルであった踏切道を12.5メートルに拡幅しております。その際、忍海地区におきまして、地域住民の方の同意をいただいた上で1か所を廃止し、新庄第1号踏切の拡幅を行ったと引継ぎを受けております。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 私は今、狭い踏切の危険性を排除したいという市民の皆様の声をどう実現するかという立場で質問を行っているわけでありましてけれども、踏切は、言うまでもなく、道路と線路とが交差する場所であります。したがって、私たちが道路を利用する立場から見えるものの見え方と、鉄道事業者からのものの見え方とでは違いがあるということだと思っております。今し方のご答弁で、踏切道を1か所廃止して、1か所拡幅したというふうに伺いました。踏切の拡幅について、国や鉄道事業者の考え方は現在どのようになっていますでしょうか。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。踏切につきましては、国土交通省より、平成8年1月29日付で、踏切道の拡幅に係る指針が示されており、踏切事故防止総合対策として、立体交差化、踏切道の統廃合などにより踏切道の除却に努めるよう、鉄道事業者、道路管理者に対して指導されております。鉄道事業者におきましては、踏切の面積が増えることにより事故のリスクが高くなることから、その対策として、踏切道を統廃合することにより、事故防止、道路交通の安全性の向上に努められております。また、統廃合しない場合の拡幅につきましては、踏切道を含む2車線の道路拡幅計画がある場合など、一定の条件を満たした上で拡幅できるとされております。全国の鉄道事業者などで構成されております日本民営鉄道協会に確認したこともございますが、協会には独自の指針はなく、国土交通省の指針に沿った運用をされているということでございます。

以上です。

西川議長 吉村始君。

吉村議員 今ご答弁いただきまして、私たち歩行者や車を運転する側から見れば、狭い踏切は危険である。踏切道の幅が広がれば車の通行もスムーズにいくようになって、安全性が高まるというふうに考えるものでありますけれども、鉄道事業者から見れば、そうではなくて、踏切の面積が増えれば事故のリスクが高くなるというふうに考えておられるということが分かりま

した。しかし、幅2メートル以下の踏切につきまして、これまでいただきました市民の声を挙げますと、現在の踏切の幅が決定されるとき、これは随分と前に踏切の幅というのは決まっています、そのときは、もしかしたら、踏切の前の道というのは、現在の踏切の幅と同様に狭かったかもしれません。そのときは車もあまり通らなかった道であったかもしれません。それから何十年も今はたってるんだと。その間に、例えば周辺の道路状況が変わって、踏切を渡る車の交通量が増えているんだというふうな切実な要望があります。私も、例えば、よく聞くのが、疋田にあります尺土6号踏切でありますけれども、そこの東側の方に疋田本線が大きく拡幅をされまして、それによって、そこから、その踏切を通ったら現在の疋田公民館の方に行くわけなんですけれども、そこに行く車の交通量が増えている。家も、前は田んぼが多かったのが、住宅も建っていて、車の交通量が変わってるというふうな話も聞いております。また、大型の緊急車両が通れないというふうな声もありまして、生活安全課で緊急車両の車幅について問合せをしたところ、現在、葛城市内に駆けつける可能性のある奈良県広域消防組合の救助工作車や化学車の車幅は2メートルを超えているということでありました。緊急車両の火災現場への進入ルートについては、これは消防組合も事前に、この踏切を通らない、合理的な到達ルートを準備されているというふうには聞いてはおります。しかし、葛城市におかれましても、大字などから繰り返し拡幅の要望を聞いておられる踏切道があるかと思えます。先ほどの踏切も含めて。話は簡単ではないというふうに思いますが、私も何とか解決の糸口を探れるよう努めてまいりたいと思っておりますので、市におかれましても、市民の要望実現のために、ぜひともご尽力をいただきますよう要望いたしまして、私の本日の一般質問を終えたいと思っております。本日も丁寧なご答弁ありがとうございました。

西川議長 これにて吉村始君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時10分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、おはようございます。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回、私の質問は2つございます。1つ目は、コロナ禍における公共施設の利用制限について。2つ目は、産官学連携についてでございます。

これより先は質問席にてさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

西川議長 梨本洪珪君。

梨本議員 それでは始めさせていただきます。まず1つ目、コロナ禍における公共施設の利用制限について。この質問は、先ほど吉村始議員からも関連する質問がございました。質問内容は、主に図書館と歴史博物館の休館についてでございましたが、今回、私の質問では、体育施設、グラウンドや体育館などについて、中心に聞いてまいりたいと考えております。吉村議員の

質問に対する答弁におきましては、市民の生命及び健康を保護することを第一として、あらゆる角度から関係機関と議論した上で、市内公共施設、社会教育施設、スポーツ施設は一律に休館とのことをございました。これまでの経緯をまとめると、国において、4月25日から5月11日まで、4都府県を対象に特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出、奈良県でも4月27日から同期間まで緊急対処措置が発令されました。5月10日に第二期奈良県緊急対処措置が発令されたことにより、期間が5月31日まで延長。さらに、5月28日に第三期奈良県緊急対処措置の発令で、期間が6月20日まで延長とのことをございます。その期間に合わせて葛城市も各施設を休館し、2度の延長を決定してまいりました。そこで気になるのが、各施設の利用者への対応なんです。あらゆる角度から関係機関と議論した上で休館したとのことをございますが、既に施設を予約している利用者や団体もあったと思います。私の感覚では、休止決定から実行までの時間が短過ぎるように感じるわけをございますが、まず、利用者からの意見や混乱などはなかったのか。また、各団体へ連絡後から休止決定までの期間が短かったことについて、納得してもらっていたのか、教えてください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。よろしくお願いいいたします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられましたように、令和3年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、国の新型コロナウイルス感染対策本部会議が開催され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象地区といたしまして、令和3年4月25日から5月11日までの期間を緊急事態宣言が実施されることになりました。このことに伴いまして、本市におきましても、4月23日に新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、新型コロナウイルスの感染が拡大するおそれがある非常事態であるとの認識の下、子どもから高齢の方まで、市民の安全を第一とした、より段階を高めた対策として、急遽4月25日より、市内社会教育施設及び社会体育施設等を休館することが決定いたしました。この結果を受けまして、23日の夕刻より、各関係団体並びに施設利用予定者の方々に休館となる旨についての連絡を順次行いました。この際、体育協会所属の団体や一部の利用者の方々から、休館実行までの期間が短過ぎること等に対してのご意見や、また、コロナ禍の状況に応じた、市としてのよい対応であるなどの意見もいただきましたが、市民の安全を第一とした本市の感染対策であることの旨をお伝えしまして、それぞれご理解いただき、ご協力をいただくようお願いした次第でございます。

以上です。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今の答弁によりますと、4月23日の新型コロナウイルス対策本部会議で決定し、25日から社会教育施設及び社会体育施設等を休館されたとのことをございました。23日の夕刻より、各関係団体や施設利用予定者に順次、これは電話だと思いうんですけれども、電話にて休館の連絡を実施し、その際には、期間が短過ぎることに対してのご意見もあったとのことをございました。対策本部会議の決断は苦渋のものであったかもしれません。しかしながら、当時

を思い返すと、大阪府全域において、4月5日にはまん延防止等重点措置は既に出されてきました。であれば、感染者が増え続けていた当時の状況から、緊急事態宣言が発出される可能性は十分に予測できたはずで、発出された場合の対応も、対策本部会議で議論する時間があったと思うんです。にもかかわらず、23日に会議をして決定し、25日から休館を実行というのでは、周知の時間が短過ぎるし、それ以前に、何より思いつきの措置ではないかとさえ感じてしまうわけです。葛城市には、対策本部会議だけでなく、新型コロナウイルス対策室もあるのですから、事務的な問題を想定し、それ以前に準備を始めることができなかったのか。

4月23日の夕刻より電話連絡したとのことですが、23日は金曜日で、休館が始まった25日は日曜日です。例えば、企業が葛城市の施設を利用して週明けの社員研修を予定していた場合、土日には受講者全員と連絡がつかない場合もあるし、代替会場の手配など簡単にできないことは容易に想像がつきます。また、仮に音楽などの発表会が予約されていた場合においても、案内チラシなどは既に製作、配布済みの可能性が高く、突然の連絡に戸惑った利用者が少なからずいたと想像できるわけです。各施設においては、その担当課において、予約状況は把握できているはずですが、個人的に自分が施設利用者の立場であるなら、少なくとも1週間ぐらい前までには休館告知の連絡は欲しいと思います。実際に私の耳にもそのような苦情の声が届いております。

以前、一般質問において、時間管理についてお伝えする機会がございましたが、そのとき、重要なことを緊急にすると、時間に追われ、いい仕事ができないと、そういうお話をしたことがございました。常日頃から、今現在は緊急ではないが、重要なことを洗い出し、その対応を準備しておくことが大切ともお伝えいたしました。その視点からいうと、感染の波が上がり始める前の段階、例えば4月5日のまん延防止等重点措置が近隣自治体で発令された段階から、感染が拡大した場合の市内の人の流れを止める対処策を想定したり、対策本部会議において各施設の予約状況などを共有しておけば、今回、私の耳に届いた否定的な意見も減ったのではないかと感じるわけでございます。対応が難しいのは十二分に承知しておりますが、今の意見なども参考にして、今後は、できれば利用者の立場に立った形での対応をお願いしておきたいと思っております。また、一概に社会教育施設、社会体育施設といっても、市内外の利用者、屋内施設や屋外施設、利用者の年齢層など、使用用途はそれぞれの用途によって、施設によっても違うはずですが、しかし、5月末から6月20日に、葛城市では統一して休止の延長がされました。緊急事態宣言下にも含まれない中で、葛城市が休止を延長するに当たっての判断基準や使用用途についての考え方を聞かせてください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

奈良県におきましては、緊急事態宣言の発令はなく、緊急対処措置発令期間の延長でございましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大するおそれがある非常事態であることの認識とともに、危機管理を行う市といたしましては、緩和による感染拡大の可能性から、市民の安全を第一として、新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、社会教育施設及び社会

体育施設等の休館を延長することに至りました。また、危機管理を行う市といたしましては、教育的意義のある活動を除き、公平な措置を取る立場から、各施設の使用用途はそれぞれ異なりますが、休館を延長することに至りました。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今ご答弁いただいたように、市民の安全を第一とするのは分かるんです。ただ、それを理由にして、すぐに休館、全て延長というのは、少し安易な策ではないかというふうにも感じるわけです。吉村議員も再三述べておられましたが、公共施設は、それぞれ持っている性格、与えられている役割が違います。新型コロナウイルス感染症対策は、もう1年以上続けられているわけです。ただやみくもに恐れていた時期は過ぎ、施設ごとの課題も浮き彫りになってきているはずですよ。感染リスクを検証し、それぞれの特性に応じて施設ごとに対策を講じることが必要な時期ではないでしょうか。この点においても、ぜひ、新型コロナウイルス対策室や対策本部会議にて議論し、検討していただきたいと要望しておきます。また、私が市民の方から問いかけられて困ったことの1つに、同じ性質の公共施設や体育施設、グラウンドにおいて、同時期に隣接する自治体では利用可能であったことに対する説明です。なぜ隣の市や町では開館していて、葛城市は休館なのか。そのことを問われた際、正直、返答に窮しました。ここの判断においては評価の分かれる部分かもしれませんが、長期間に及ぶと、利用できない一部の市民に不満が募ることは容易に想像がつきます。葛城市において休館の延長を決定した際にどの程度まで考慮されていたのかは分かりませんが、近隣市町村の動向や情報交換の内容などについて伺わせてください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

近隣市町村の動向につきましては、樫原市、御所市と河合町が本市と同様に休館の措置を実施しておられましたが、樫原市におきましては、6月1日より従来どおりの開館を、御所市におきましては、6月1日より市内の方を限定に開館されることになりました。なお、河合町につきましては、6月14日まで閉館を継続されていたとのこととあります。また、情報交換についてでございますが、従来より、施設の感染症対策や運営方法などにつきまして、適宜情報の交換を基に判断しております。

以上です。

西川議長 梨本君。

梨本議員 本市と同様に、それぞれの市町村で苦勞しながら決断しておられることと思います。5月末まで、樫原市と御所市、河合町は休館措置を実施、本市と同様の制限が行われていたこととございました。しかしながら、6月1日以降は、樫原市は従来どおりの開館、御所市も市民限定で開館と、それぞれの自治体が状況を鑑みて対策を練っておられます。また、今お伝えいただいた以外の自治体に関しては、5月中も開館されていたこととなります。となれば、市民が市外の施設を利用する可能性も膨らんでくるはずですよ。そんな中、本市が6月20日まで休館延長を決定したのは、あまりにも近隣市町村とのバランスが取れていない措置

ではないかという声も聞いております。特に市外施設の利用に対する注意喚起もなされないまま、市内施設だけを休館延長しても、市民の安全は本当の意味で守れません。ここまでの答弁を聞くと、あらゆる情報をテーブルに乗せ、様々な視点から検討を重ねた末に出された結論だとは思えないんです。市民の安全を守ることは当然のことですが、その理由を盾に、行政が責任を取らなくてよい、一番安易な方法を選択しているようにさえ感じてしまうわけですが。対策本部会議では本当に議論を尽くされているのでしょうか。安心・安全を守りながらできることはないか。市民感情にも寄り添っているか。熟考しての本部会議での結論であるならば、市民に対してもう少し丁寧に結論に至るプロセスを説明することも必要です。この点において十分に説明していただけないのであれば、対策本部会議の議事録を情報公開で取り寄せるなどして、検討内容などを確認させていただきたいと思っております。いずれにせよ、今回の休館延長に関しては、その必要性が多くの市民に伝わっていないと感じています。

では、次の質問に移らせていただきますが、一旦そのような決定が行われた後、6月1日付で体育協会会長宛てに学校施設の開放についての文書が発出されました。なぜ学校施設だけが開放されたのか。その決定に至る経緯を伺わせてください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

4月23日の新型コロナウイルス対策本部会議におけます休館決定の時点においては、県単位の大会は実施される方向であったことに伴いまして、大会に向けて子どもたちの練習場所がない。全ての施設を使用休止するのではなく、一定の制限を設けて体育施設の利用ができないか等の意見もいただいたところであります。しかしながら、新型コロナウイルスの感染が拡大するおそれがある異常事態であることの認識とともに、危機管理を行う市といたしましては、緩和による感染拡大の可能性から、市民の安全を第一とした対策として、本市社会教育施設及び社会体育施設等を休館することに決定いたしました。

施設が休館となりますが、小・中学校におきましては、学習を保障するという観点から学校教育活動を継続しており、中学校においては、感染対策を十分行い、また時間短縮をするなどの対策を取りながら、放課後や休日において、学校教育活動の一環として部活動を実施しておりました。一方、小学生においては、約1か月間続いた体育施設の休館により、スポーツ活動などの課外活動が十分できない事態が続くという現状に加え、奈良県緊急対処措置が継続となったことに伴い、体育施設の休館が6月20日まで延長となりました。休館期間が長期化する中、中学生の部活動と同様に、小学生のスポーツ活動は、文部科学省の学習指導要領解説にクラブ活動、運動部の活動は、スポーツ等の共通の興味や関心を持つ同好の児童によって行われる活動と位置づけられており、学校教育活動の一環として認められるものとして、市内各学校の協力により、小・中学校の学校施設を開放する措置を取り、市内の小学生だけで編成されるチームに一定の制限を設けて使用を認めることに至り、その結果をもって、6月1日付で、体育協会会長宛て、学校施設の開放についての文書が発出させていただいたものでございます。

以上です。

西川議長 梨本君。

梨本議員 私がこのテーマで一般質問しようと決めたのは、この文書が発出される前で、その後、教育委員会体育振興課の決定を知りました。結論から申し上げますと、4月の休館決定時における中学生の部活動はオーケーなのに、小学生のスポ少活動は駄目という理由が、一般的には分かりづらいと思うんです。近隣市町村での対応は様々ではあるものの、県内には、この間ずっとスポ少活動が止められていなかった自治体もございます。あまりにも状況が違い過ぎれば、それは市内の保護者の耳にもすぐに届くわけでございます。そのような現状の中で、今回の教育委員会体育振興課の措置は、子どもたちや保護者の立場を考慮しての決断であると、私は感じました。個人的には、一歩進んだこの決定を大きく評価しています。とはいえ、先ほどの答弁では、4月23日の休館決定時より、県大会に向けての子どもたちの練習場所がない。全ての施設を使用休止にするのではなく、一定の制限を設けて休館施設の利用ができないかなどの意見があったとのことでございました。そのような意見は、どの程度、対策本部会議で取上げられていたのでしょうか。検討した上での一律休館なら納得もするわけですが、小学生のスポーツ活動における文部科学省の学習指導要領解説は、4月と5月で変更があったわけではございません。今回、市が方針転換したことを取ってみても、事前にその内容が議論されていたとは考えにくいわけです。

そこでお聞きしたいのですが、市民の要望の現状について、どの団体からどんな内容で上げられていて、その対応をどうしているのかについて伺わせてください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市民からの要望の現状といたしましては、体育協会からの要望をはじめ、軟式野球関係者や一般利用者など、多くの方々から早期開館についての要望がございました。葛城市といたしましては、市内での感染者も継続して確認されている状況であり、危機的 management を行う上で、引き続きコロナ感染症対策としてより慎重な対応が必要であるとの本部会での総意の下に、社会教育施設及び社会体育施設等の休館を延長することについてのご理解とご協力をいただきますようお願いした状況であります。

以上です。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 保健福祉部、東でございます。私の方から、新型コロナウイルス対策室に寄せられました要望についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、うちの方へは、団体からではなく、個人からの要望を電話等で受けさせていただきました。例えて言うならば、体育館の予約をしたいので、いつから開きますか、とか、将棋をしている者なんですけれども、中央公民館はいつから開館するんですかと、そういった内容の要望というものが、問合せを含めまして寄せられておりました。対応といたしましては、先ほどの教育委員会の見解と同じでございます。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今のご答弁では、本部会議での総意ということなんですけれども、私が問題視しているのは、議論を尽くしてその決定に至ったのかということなんです。ちゃんとそういったことも捉えた上で、ちゃんと結論を出したということであれば、そう説明していただければ納得できるわけです。そうではないから、市民から、知恵を絞ることなく安易に決定したのではないかと、そんなふうな疑いを持たれないよう丁寧に説明する必要があるのではないですかと、このように私は申し上げているわけでございます。

今、私の手元には、今回の措置に対して、ある市民から提出された要望書の写しがございます。この機会にその内容の一部を紹介させていただきます。団体名などは伏せさせていただきますが、以下、要望書からの抜粋であります。

多感な時期の子どもたちの健康を願うのはもちろんのこと、心の健康も併せて重要であると思っています。また、自粛期間中に日々個人練習等に励む子どもたちの目の前の目標を奪うことは避けていただきたいと切に願っています。子どもたちの1年の重さをどうか受け止めてください。以上となりますが、親の立場、子どもの育成に関わる立場に立った者ならば、ここに記されている気持ちは痛いほど分かるはずです。小学6年生の1年間は、どれだけ後で願っても、やり直すことは絶対にできません。その思いが文章からはひしひしと伝わってくるわけでございます。そして、要望書では、先ほどの記載の後に以下の文章が続いています。感染防止ガイドライン等厳重な指針を定め、子どもたちの安全に細心の注意を払い、ルールにのっとり活動しますので、公共施設の利用制限緩和及び大会の実施をお願いいたします。この要望書は5月28日付で市長に提出されたと聞いています。その後、6月1日より学校施設が開放されました。要望者の思いを行政が受け止めてくれていたのであるならば、本当にありがたいことだと思えます。

要望書に書かれていた感染防止対策や子どもたちの安全に細心の注意を図ること。ルールにのっとり活動することなどは、この1年以上続くコロナ禍において、あらゆる団体が継続して取り組んでいるはずですが、その現状を踏まえた上で、今後は市民に寄り添った、施設ごと、活動ごとの細やかな対応が求められると考えます。どのような事業においてもPDCAを回して、継続的改善が必要です。今回の公共施設の利用制限についても同様で、今後、経験を生かす場面も当然あるだろうと思われまます。新型コロナウイルス感染症の波は、また上向きになることも予想されるわけでございますが、次の波への備えについて、各部署においてはどのように考えておられるのか、教えてください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

次の波への備えということですが、その次の波が起こらないように、または極力最小限となるように、昨年以來継続してまいりました感染対策や安全対策を引き続き行うとともに、ワクチンの接種が終わった方々に対しましても、うつらない、うつさない行動へのご協力の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今のようなありきたりの答弁で終わってしまっていては、なかなか市民には伝わっていないと思うんです。諸団体からの意見を参考にするなどして、具体的な対策の研究も進めていただきたいと思います。個人的には、葛城市の示す感染対策や安全対策とはどんな内容なのか、明確に基準を示すことが大切ではないかというふうに思っております。例えば、奈良県内に次の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出された場合、葛城市はどのような措置を取る予定なのか。それが近隣自治体で発令された場合はどのように対処する計画か。市内に感染者が出た場合に講じる措置とは何か。先にその判断基準を明確に示しておけば、その基準を超えた際の措置に対しても、制限される市民の側も納得できると思うんです。市の担当課においても、準備が整っていれば判断に迷うことは少ないと思います。地域住民と近い場所で接する市町村においては、よりそのような判断基準が必要ではないのか。ぜひ対策本部会議及び原課にてご検討いただきたいと思います。

最後に、今後の葛城市におけるウィズコロナの考え方、アフターコロナに向けた対策について伺わせてください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ウィズコロナ、アフターコロナの定義は定かではありませんが、現在はピーク時よりは減少したものの、市内において、直近1週間で8名の感染者が出ており、決して楽観できない状況であるとの認識の下、今後とも、これまでと同様に感染症対策を徹底し、常に関係機関からの情報を注視することや、新たな対策方法をも柔軟に取り入れるなどし、より安全・安心な施設運営に努めていきたいと考えております。

先ほど、すいません。市内においての直近の1週間での感染者数ですが、8名と申し上げましたが、6名でございます。失礼いたしました。

西川議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 新型コロナウイルス対策本部の副本部長としてもお答えさせていただきますが、もちろん要望などについては承っておりますし、我々としても、その要望が出たら、開きたいなという気持ちは当然でございます。ただ、各個別、個別の具体だけでは、これは開ける、これは開けないというのを考えるのももちろんですけども、行政としては、全体としての判断も必要だと考えております。それを踏まえて判断しておりますので、安易と言われるのはどうかとは思っております。いずれにしましても、この1年間、コロナ対策をいろいろやっておりましたが、アルファ株も出て、今度、デルタ株についてもありますので、今基準を示して、その後、このままの基準でというわけにもいかないので、その場、その場の判断にはなるかと思っておりますけれども、ご指摘いただいている部分は、市の思いをよく伝えてくれと。ある程度の時間を持って伝えてくれという趣旨は重々承知いたしましたので、そこについては適切に対応してまいりたいと思います。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今、副市長から答弁いただきましたように、いろんな現状を踏まえた上できちっと説明さ

れば、市民の方も納得できる部分も多いと思うんです。ただ、分かりにくいのが、ウェルネスは開いてるんだけど、グラウンドゴルフは駄目とか、そう言われてしまうと市民の方は混乱するわけです。ですので、関係団体とか、いろんな意見をちゃんと調整していただいて、その上で新たな対策方法を柔軟に取り入れられるのであれば、より実態に即したものになっていくと思うんです。今回の経験が糧となって、今後、葛城市が公共施設の利用制限においても、県内市町村の模範となることを期待いたしまして、私の1つ目の質問は終結させていただきます。

では、続きまして2つ目、産官学連携について質問をさせていただきます。私は長年民間で働いてきた立場で感じるのは、社会貢献の意識を持って地域の困りごとに自社のサービスを役立てようと考えていても、行政を巻き込まなければ、民間だけではなかなかハードルが高いということなんです。また、行政を巻き込むためにはエビデンスが必要であり、研究機関などの実証などがなければ十分に納得してもらうことも難しいと思います。残念ながら、葛城市内には大学や専門学校などの高等教育機関はございません。よって、研究者の力を借りたくとも、そのやり方が伝わらない、分からないというのも実情ではないでしょうか。私は、年を重ねてから大学で学ぶ機会を得ました。学生の立場で様々な専門知識や最先端の研究に触れさせていただいていると、研究機関と関わることの重要性を身をもって感じるわけでございます。この質問を通じて、葛城市の現状を知り、今後、民間企業や大学などの研究機関と葛城市がつながるきっかけにもなればと思っております。

まず、現在葛城市が結んでいる協定の状況についてお尋ねいたします。産官学の連携協定について、実績の事例があるのかを教えてください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいまの梨本議員の質問にお答えさせていただきます。

本市の協定締結の状況でございますが、葛城市が令和3年5月末現在で協定を結んでいるものは、官と官、それから官と民、そして官と学など、様々な協定がございまして、現在把握しているものは75件でございます。産官学の連携協定につきましては、現在のところ、葛城市では締結はございません。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 現在まで産官学の連携協定については実績がないとのことでした。近頃、国では、地域活性化の手法の1つとして、この連携を重要視していると聞いております。昨年9月11日、総務省行政評価局において、産学官連携による地域活性化に関する実態調査が行われ、結果報告書が公表されました。私も内容を拝見いたしました。傾向分析や工夫事例などが多く掲載されており、興味深く読ませていただきました。産官学連携というと、地域伝統産業や地場産業などの商品開発ばかりを偏ってイメージしていたのですが、得ようとした成果が産学官連携活動の促進や生産拠点作りといったものもあって、地域活性化のヒントがたくさん含まれていると感じました。それ以外にも、ネットワーク化、人的交流の橋渡し、人材

育成といった機能や効果もあるのではと、これは自分なりに推測していたわけですが、報告書にもそれらの記載があり、事例などを知ることができたのもよかったと感じております。

様々な自治体で取り組まれていることが分かりましたが、きっかけとしては、民間企業が行政に相談を持ちかけることや、研究者が行政を介して民間企業を紹介してもらうケースなどが多いのではないかと想像しております。とはいえ、先ほども触れたように、市内には高等教育機関がございません。そのような状況では、一足飛びに産官学の連携というのも難しい気がしております。そこで、まずは葛城市が官と民で結んでいる連携協定があれば教えてください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 現在把握しております官と民の連携協定につきましては、業務提携的なものや災害時等の緊急事態を想定した防災関連の協定を除きました、地方創生や地域活性化に関する民間との連携協力に関する協定でございますが、観光に関するものが2つ、健康・福祉・医療分野に関するものが2つ、民間企業の職員受入れに関するものが1つあるわけでございます。観光に関する協定といたしましては、一般社団法人日本自動車連盟奈良支部との協定がございます。この目的といたしましては、双方の有する資源を活用し、相互に協力して、市の観光振興を通じて、地域社会の発展と諸事業の拡充に寄与することを目的としております。

次に、インバウンド観光推進に関するパートナーシップ協定がございます。これは奈良中央信用金庫と一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団との協定でございます。目的といたしましては、三者が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、インバウンド観光推進に資することを目的としております。

次に、健康・福祉・医療分野に関するものといたしましては、社会医療法人平成記念病院との地域医療連携に関する協定がございます。この協定は、救急医療、予防医学及び健康づくりの分野で連携することで、葛城市民の健康寿命の延伸、慢性疾患の減少を図り、健やかに安心して暮らせるまちづくりを推進するため、共同で地域医療連携事業を実施することを目的としております。

次に、大塚製薬株式会社との包括協定がございます。この協定の目的は、双方の知見やノウハウを生かしながら、相互に連携して、健康の維持・増進、スポーツ振興、防災の分野を中心に取組を進めることで、葛城市民の健康づくりや、安心して生活できる環境づくりに寄与することでございます。

最後に、民間企業の職員受入れに関する協定でございますが、この協定は、民間企業に勤務する職員を葛城市の行政実務研修員として受け入れることにより、研修員の資質向上及び市政への民間活力の導入を図り、もって市政の効率的な運営に資することが主な目的となっております。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 企画政策課で把握しているものは合計5つ、それぞれの内容も説明していただきましたが、

どれも市にとって重要な協定ではないかというふうを感じるわけでございます。特に協定締結後の進捗、また、市民に対してどんなよい効果があったのかなど、興味がございます。また別の機会に、それぞれの協定について深掘りして聞かせていただきたいと思いますと考えています。

ところで、広報かつらぎ6月号に興味深い記事を発見いたしました。和歌山県かつらぎ町の道の駅と連携と題して、葛城市内2か所の道の駅で旬なフルーツ販売をするとの内容でございました。将来的な連携を想定してのものも含めて、地域活性化の観点から、どのような取組状況であるのか、経緯や成果などを伺わせてください。

西川議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

産業観光部では、今年、地域活性化の一翼を担う目的のため、葛城市内の道の駅かつらぎと道の駅ふたかみパーク當麻、また、和歌山県かつらぎ町の道の駅くしがきの里との相互の販売提携協定を提案し、令和3年6月1日付で締結に至りました。これは、市内の道の駅関係者に聞き取りをいたしましたところ、年間を通して旬のフルーツが売場に不足していることが確認されたため、京奈和自動車道の整備により約1時間で交流可能であり、また、世界遺産とフルーツの町として有名な和歌山県かつらぎ町と協議を行い、道の駅くしがきの里をご紹介いただき、それぞれの駅長と協議の上、締結に至りました。その結果、先週6月12日の土曜日に道の駅ふたかみパーク當麻、翌日6月13日の日曜日には道の駅かつらぎにて第1回の販売会を実施いたしました。当日は、桃、スモモ、甘夏、梅、ビワなど、旬のフルーツを産地ならではの価格にて販売した結果、約26万円の売上げとの報告を受けており、一定の成果を収めることができました。また、今回の販売会の模様を複数のマスコミに取材していただいております。

なお、次回の葛城市での販売会は、7月10日、11日の土曜日、日曜日に午前9時から午後4時頃を予定しております。また、かつらぎ町での販売会は、7月18日の午前9時から午後4時頃を予定しております。今回の協定締結により、市内消費者は、コロナ禍の中、地元の道の駅で旬のフルーツを購入することが可能となり、また、生産者は和歌山県の道の駅での新たな販路開拓が可能となりました。今後は、コロナの状況も考慮しながら、物産販売に加え、互いの観光案内等も行いながら、地域活性化に貢献できるよう更なる発展を目指してまいります。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今お聞きした内容は、相互にウィン・ウィンの関係を築く、とてもよい提携であるというふうにかえます。市内2か所の道の駅と和歌山県かつらぎ町の道の駅のそれぞれの強みを生かし、弱みを補う内容であるなら、双方にメリットがございます。また、市内消費者、市内生産者にとってもありがたい話ではないでしょうか。その販売提携協定を産業観光部で提案し、締結まで取りまとめたのはすばらしいと思います。実は、6月13日の日曜日は、私も道の駅かつらぎに様子を見に行っていました。入り口近くのフルーツ売場には活気があり、物産販売がよい効果を与えていることを肌で感じてまいりました。せっかくですので、その

日は梅を購入させていただいたのですが、質がよくて安いと、一緒に行った私の妻も喜んでおりました。恐らく道の駅関係者だけでこのような提携を進めようとするれば、相互の信頼関係を築いて販売を開始するまでにはもっと時間がかかったかもしれません。それ以前に、かつらぎ町の道の駅と提携するというアイデアが生まれるのにも苦労したかもしれません。この協定締結は、行政が積極的に関わったことで成果に結びついた、よい事例であると感じています。更なる発展を目指すとのことでしたが、継続的な取組として地域活性化に貢献されることを期待しています。消費者、生産者、販売者、それぞれの立場の市民が喜んでいる姿をイメージして、今後も積極的に関わってください。

ここまで官と民の話を重点的に聞かせていただきました。では、市が結んでいる協定のうち、官と学で結んでいるものにはどのような協定があるのか、教えてください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 現在把握しております官と学との連携協定につきましては、関西大学との協定と、学校法人奈良学園との協定の2つの協定がございます。まず、1つ目の関西大学との協定でございますが、この協定は、子ども・若者育成支援及び地域活性化全般の分野で相互に協力し、活力ある地域づくりと大学の活性化に寄与することを目的としております。そして、連携協力事項につきましては、特色ある地域づくりに関すること。教育・文化の振興に関すること。人材育成に関すること。福祉の増進に関すること。地域産業の振興に関すること。学術研究に関すること。その他双方が協議して必要と認める事項となっております。

2つ目の、学校法人奈良学園との協定でございますが、この協定は、双方が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力し、個性豊かな活力あふれる地域社会の創造・発展に寄与することを目的としております。連携協力の内容は、安全・安心、健康でいきいきと暮らせる快適なまちづくりに関すること。生涯学習の振興発展に関すること。幼児教育の推進に関すること。食育、食文化の推進に関すること。教育、保健医療等の人材育成に関すること。地域福祉の増進に関すること。地域経済の活性化に関すること。その他双方が必要と認める事項となっております。以上が本市が締結している官学の協定でございます。

以上です。

西川議長 梨本君。

梨本議員 官と学では2つの連携協定があるとの答弁でございました。関西大学との協力は、子ども・若者育成支援にも貢献し、よい効果を与えてもらっているとも聞いております。それ以外に、2つの協定とも連携協力の内容は多岐にわたっています。別の機会を作って、それぞれの状況や成果なども聞かせていただければと思っております。また、協定を結ぶまでにはいかずとも、官と学との連携には様々な形があると考えております。どのような形であっても構いませんので、官、市役所と学、大学等が一緒になって研究・検討されている実績、事例があれば教えてください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの梨本議

員の質問でございます。

連携協定まではいかないまでも、官と学が共同研究、検討する実績ということでございます。総務部の方からは、公共施設マネジメントの部門での事例をご紹介させていただきたいと思っております。令和2年度に、公共施設再配置検討支援業務という業務委託を発注いたしており、令和3年度に繰越しをさせていただいておる事業でございますけれども、この事業につきましては、群馬県にございます前橋工科大学の先生が理事を務めておられるNPO法人との業務委託契約を締結しておるわけでございますが、平成28年度に本市が策定いたしました公共施設等総合管理計画の見直しを含め、業務の一部を大学での研究材料としていただくことで、業務内容以上の幅広い支援をいただいているところでございます。また、その先生と一緒に、市町村が抱える公共施設に関する諸問題の解決に取り組む活動をされております大阪市立大学の先生が、学生と共に将来的な葛城市の公共施設のあり方等について検討する市内ワーキンググループ、こちらに加わっていただき、意見交換、検討の機会を広げていただいております。

以上です。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今回の総務部長の答弁によりますと、公共施設マネジメントの部門でもご協力いただいていると、そういったことでございました。業務内容以上の幅広い支援をいただいているとのことでしたが、大学の先生とよい関係を築かれているのではないかというふうに感じました。日常業務に追われる職員にとって、知識の習得や知恵を求められても、それぞれ個人の力量に頼っては限界がございます。大学の先生にその部分を補ってもらうことで、職員にとっても、市の事業においても、プラスの効果が働く可能性が高いと考えます。

私からも1つ事例を紹介させてください。手前みそになりますが、私は今も大学のゼミに所属し、師事する担当教授や学生たちと地方創生に関する研究に参加しています。ゼミの研究といえば、学生が卒論を書き終えるまでの一過性のもので、地域との関わりも薄く、メリットを感じられないといった認識の方も多いかもかもしれませんが、この研究室での活動は少し違います。活動としては、ゼミの学生が地域外の人材として地域づくりに貢献する、いわゆる関係人口となり、地域のニーズと学生のやりたいことをすり合わせ、小さくても結果を出す、モノを作る・コトを起こすといったことを目標としております。昨年度は徳島県の関西本部と連携しての研究でございましたが、今年度は更に地域を絞り込んで、徳島県内の2つの自治体と連携して活動をしています。コロナ禍においても、ZOOMなどのリモート機能を活用し、徳島県庁の職員の方や、各自治体で実際に観光事業に携わる方が参加して互いに議論を深めるなど、活発な研究が進められています。

もう一つ、活動の幅を広げているのは、現役学生の研究にゼミの卒業生などが、就職先の企業などの協力を得て援助してくれていることです。4月のリモートミーティングでは、大阪市中央区にある上場企業の社内ホールを借りて現地とつなぐ課外活動が開催されました。昨年までの活動においても、外資系の大手企業に関わっていただいておりますが、大学と自治体との連携によって得られる可能性を考えてのご支援であったと聞いております。

この場で全ての詳細を伝えることはできませんが、私自身も常に刺激を受けており、すばらしい活動だと感じながら参加しております。このような事例は、産学官連携の1つの参考にもなるはずです。大学教授が探究している研究材料と、課題解決に向けた自治体側の熱意が重なれば、その意を酌んで複数年にわたり関わりを持ってもらうことも可能だと考えています。先進事例の研究者やその知識を学んでいる若い力を借りることで、職員の知識習得の機会になるだけでなく、実際の政策にも生かせるのではないのでしょうか。

SDGs、関係人口、少子高齢化対策など、これから直面する課題は多岐にわたります。その解決手段の1つとして、今お伝えした事例などを参考に、今後、葛城市のまちづくりに関して、産学官の連携を地域活性化に結びつけて進める考え方はあるのか、教えてください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 葛城市では、令和2年3月に策定いたしました第2期葛城市総合戦略において、策定委員として産官学金労言士の多様な主体の方に参画いただきまして、それぞれの立場から様々なご意見をいただいた上で策定いたしましたところでございます。現在、葛城市では産官学の連携協定についての実績はございませんが、全国的な取組事例などを参考に、本市での課題も踏まえ、産官学という枠組みや協定の締結という点にもこだわらず、課題の解決に有効な関係機関との勉強会や研究会というものを開催していくのも1つの方法であるというふうに考えております。そして、お互いに協力関係をより強固なものとして推進していきましようということであれば、連携協定の締結ということについても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 梨本洪珪君。

梨本議員 前向きな答弁に心より感謝いたします。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。そのためには、今後は民間や研究機関との人脈づくりも重要になってくるのではないのでしょうか。行政側としても、様々な準備を整えておくことで機会を得られるはずです。一過性でなく、継続的な取組になることを期待しています。

最後に、今回質問を準備するに当たって、以前、里山資本主義の著者である藻谷浩介氏の講演を受講したことを思い出しました。地域活性化の鍵になると考えますので、最後に紹介したいと思います。うちには何もない。そんなのここでは当たり前、は謙遜どころか罰当たり。何かある、当たり前ではないからこそ、先祖がここを選んだのに。当たり前ではなく、ありがたいが口癖の地域だけが残る。ここにしかないものは何か。お客様に教わろう。随分前に聞いた講演でございますが、今も私の心に残っております。産官学の連携は、地域が生き残るためのヒントを浮き彫りにしてくれる。私はそんな可能性を感じています。地域活性化の1つの手法として前向きに推進いただけることを期待して、私の一般質問、終結させていただきます。本日も理事者の皆様には大変丁寧にご答弁いただきました。生意気なことも申しましたが、ご容赦いただければ幸いです。本日もありがとうございました。

以上でございます。

西川議長 これで梨本洪珪君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後2時から会議を再開いたします。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後2時00分

奥本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、こんにちは。公明党の松林謙司でございます。議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

まず第1点目が、高齢者見守り、緊急通報装置と水道スマートメーターの設置について。第2点目が、ペットの同行避難について。そして、最後に第3点目の、高齢者世帯エアコン購入費等助成制度の創設について。以上3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

奥本副議長 松林君。

松林議員 まず第1点目の、高齢者見守り、緊急通報装置と水道スマートメーター設置についてお伺いをさせていただきます。時代は、少子高齢、核家族化も進み、おひとり暮らしの高齢の方もおられます。最近も、元気そうにしておられた高齢のおひとり暮らしの方が、ご自宅でひっそりと亡くなられたという報告を受けました。何とも切なく悲しいことであります。救える命を手遅れにしないために、既に本市においては、高齢者の見守りサービスの1つとして、緊急通報装置の整備事業を実施しておりますが、この緊急通報装置のサービスの内容と、このサービスを利用できる条件、特にその条件の中でも必須条件をお示してください。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、緊急通報システムの設置対象者及び利用条件についてでございます。本市に住所を有する65歳以上の方と、第2号被保険者で介護認定を受けている方、そしてひとり暮らし、または2人以上の世帯であっても、他の同居者が虚弱である方が対象になります。また、利用の要件としましては、利用者1人につきおおむね2人以上の協力員を選定していただくこととなっており、協力員の方は、オペレーターからの連絡があった場合に、利用者のお宅に赴き、利用者の安否確認をしていただくことと、必要に応じて関係機関等へも連絡をしていただくこととなっております。また、地区の民生委員とも利用者の情報を共有させていただいております。

以上でございます。

奥本副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。続けてお伺いをいたします。本市におけるおひとり暮らしの高齢者の方は何人おられるのか。また、そのうち何人の方が緊急通報装置のサービスを利用されているのかをお示してください。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 葛城市におけるおひとり暮らしの高齢者の方につきましては、毎年、民生委員のご協力により、70歳以上の方を対象としたひとり暮らし高齢者台帳整備事業を行っております。令和3年2月時点で1,026人の方がひとり暮らしとして、ひとり暮らし高齢者台帳に登載しております。また、緊急通報装置の利用者につきましては、令和3年3月末時点で204人となっております。

奥本副議長 松林君。

松林議員 本市におけるおひとり暮らしの高齢者の人数1,026名に対して、緊急通報装置の利用者、モバイル型利用者も合わせまして204名、緊急通報装置利用率、モバイル型も合わせまして、全体の19.9%、約2割。この利用率が多いのか、少ないのか。利用率が多い、少ないというのは主観的な感覚かも知れませんが、もっとこの制度を利用される高齢者の方がおられても不思議ではないと私は思いますが、なぜ利用者がこの程度の割合にとどまっているのかをお示してください。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 まず、緊急通報装置の利用者の推移でございますが、新規設置につきましては、平成30年度に32台、そして、令和元年度に29台、令和2年度に18台を設置しております。入院、入所など、毎年撤去を差し引いた各年度の利用人数は、平成30年度は、ひとり暮らしが1,004人に対しまして利用者が216人、令和元年度の調査では、ひとり暮らし991人に対しまして利用者は215人、令和2年度につきましては、先ほど申し上げましたように、ひとり暮らし1,026人に対して利用者が204人と、ほぼ同水準で推移しております。また、近年は、民間が行っている見守りサービスやスマートフォン、ウェブカメラ等の普及により、葛城市が行っているサービスを利用するばかりではない方も増加しているのではないかと考えております。今後も高齢化率は上昇し、ひとり暮らし世帯も増加することは予想されますので、長寿福祉課で行っている緊急通報装置をはじめ、高齢者を対象としたサービスについては、引き続き案内を行い、相談業務を継続していきます。

奥本副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。普段は元気そうな高齢者でも、急に自宅で具合が悪くなる場合があります。そういった一抹の不安を抱えつつ、日々の暮らしをしているひとり暮らしの高齢者も多くいらっしゃると思います。まだまだ本市で実施をしている緊急通報装置のサービスのことを知らない高齢者の方もいらっしゃるのではないかと。また、知っていても、このサービスを利用するのはなかなか手間がかかるのではないかと感じていらっしゃるのではないかと、このように思います。緊急通報装置整備事業サービスの周知徹底が必要ではないかと。また、このサービスのモバイル型利用者負担、月額500円についてであります。最近では携帯電話が主流になりつつあり、自宅に電話回線がない場合もあります。既存電話の設置、据置き型であれば利用者負担はなく、モバイル型であれば利用者負担、月額500円が発生するということですが、なぜモバイル型であれば利用者負担、月額500円が発生するのか。緊急通報装置のサービスを利用する利用者側からの立場から申し上げれば、据置き型であれ、

モバイル型であれ、緊急通報装置のサービスを利用するということにはいささかも変わりはなく、平等性の観点から申し上げますと、モバイル型の利用者負担、月額500円も公費負担から支払われるべきであると思いますが、ここで伺いをさせていただきます。普段は元気そうな高齢者でも、急に自宅で具合が悪くなる場合もあります。この緊急通報装置のサービスをしようとする人には、一人でも多くの方々に利用していただき、日々の生活を安心して過ごしていただくことができるように、広く積極的に周知徹底を図っていただくとともに、モバイル型利用者負担、月額500円も公費負担とするべきであると思いますが、このことに對する阿古市長のお考えをお示してください。

奥本副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、高齢者の方の人数を見まして、最近特にワクチン接種してるせいで、高齢者の方、どれぐらいいてるという数字が、毎日見えますので、大体頭の中に入ってきますと、1万350人ぐらいおられますので、約1割ぐらいの方がひとり暮らしなんやなという、その割合にまず驚きがあるといいますか、感じてます。これから、今も部長の方から答弁ありましたけども、設置したときに受皿となる、まず人の問題が一番ありますので、その辺も含めまして、これから研究していかせていただきたいと思います。今はこの程度の答弁になるんですけど、研究させてもらいます。

奥本副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。続いて、高齢者の見守りに力を発揮する水道メーターについてお話をさせていただきます。これは、既存の水道メーターではなく、このたび提案をさせていただく水道スマートメーターは、通信機能を備えており、一定時間ごとに水の使用量などのデータを水道事業者へ送信することができる機能を備えております。従来のアナログ式メーターでは目視による検針を行う必要がありますが、スマートメーターはその手間やコストが省けます。そして、リアルタイムで使用状況を把握することができ、効率的な配水運用や漏水の早期発見もしやすいという利点があります。また、住民向けに使用状況をスマートフォンなどで確認できるように設定をすれば、蛇口の締め忘れ防止や節水にも役立ちます。多くの利点があることから、欧米諸国では早くから導入が進み、米国サンフランシスコでは、給水するおよそ18万戸のうち約97%に設置し、これまで年間2億円かかっていた漏水対応の費用を半減させる成果を出したと言われております。住民向けサービスとして、スマホで各種申込み手続や情報閲覧ができ、使用状況が見える化すると同時に、検針票、請求書の電子配信、高齢者の見守り支援にも活用できます。

長野県坂城町では、2017年9月から、高齢者の見守りシステムに活用をしております。高齢者の水の使用状況に応じ、離れて暮らす親族らへメールを送る仕組みで、毎朝起床して水道を使い始めた場合には元気メールが、8時間以上の不使用や2時間以上の連続使用の場合には異変メールが、それぞれ配信されるシステムになっております。ただ、水道スマートメーターの単価が従来品と比べて6倍から12倍も高いという課題があり、今後、低コストの製品開発が期待されるところであります。

今紹介をさせていただきました長野県坂城町では、水道スマートメーターと電話回線などを接続したり、通信機能などの設置のための費用については町が負担し、利用者はシステム使用料として月額最大990円を支払います。利用者は延べ46人。これまで緊急性の高い案件は幸いにも発生しておりませんが、漏水の発見や水の止め忘れへの意識向上などにつながっているとのことであります。もし、水道スマートメーターの機能を生かした高齢者見守りを実施するとした場合、水道スマートメーターのコスト面、利用者の月々のシステム利用料金など、費用面、コストの課題が残りますが、この事業につきましては、厚生労働省の水道事業運営基盤を強化するためのスマートメーターのモデル事業を活用して実施している自治体もあります。愛知県豊橋市、石川県輪島市で自動検針を行っております。本市におきましても、このような制度を活用することもよいのではないかと思うところでありますが、ここで伺います。

水道事業の基盤の安定的な観点から申し上げます、将来的な水需要の減少や設備の老朽化対策など、水道事業の環境が徐々に変化する中、業務の効率化とサービス向上の有効な手段の1つとして、本市においても、将来を見据え、水道スマートメーターの導入も徐々に段階的に進めていくべきであると、このように思います。また、水道スマートメーターの機能を生かした高齢者の見守りという視点から申し上げます、高齢者と離れて暮らす親族、また、高齢者とともに安心して暮らすことができるように、水道スマートメーターの設置を進めることは非常に有益なことではなかろうかと、このように思います。これらのことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

奥本副議長 阿古市長。

阿古市長 スマートメーターの方、モデル事業として全国でやられてるみたいです。その費用を調べさせていただくと、かなりの高額になります。実質、今現在それを導入できるのかといいますと、事業の費用に見合うだけのものがないのではないかという気がします。その機器自体が8年間で新しく買換えになるですとか、今の水道メーターが約3,000円ですけど、それが約10倍ぐらいつきますので、ですので、ただ、議員のご指摘というのは、ある意味理解できるころはあるんです。技術というのは、その時代、時代によって進歩していきますので、当然、それに見合ったコストの変化も将来起こる可能性はあるのかなという気もいたします。ですので、これはなかなかすぐにこの実現に向けて、例えば国の補助事業でやったにしても、8年後にはまた同じことが繰り返されるような状態になりますので、ですので、今現在は、すぐには無理なのかなという気がいたしてます。ただ、将来10年、20年先の方向性としてはあり得る話かなという思いで質問を聞かせていただきました。

以上でございます。

奥本副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。なかなか普段検針するのが難しいような公園とか施設、そういうようなところから段階的に、いつきに全てというわけではなしに、そういうようなところから段階的に、また導入をしていただければと、このように思います。

続きまして、第2点目の質問、ペットの同行避難について伺いをさせていただきます。

地震による災害だけではなく、台風による水害など、災害はいつ起こるか分かりません。災害時には人命救助、人の生活の確保が第一であることは言うまでもありませんが、ペットが家族の一員として位置づけられ、生活の中で重要な部分を占めるようになってきている現在、犬や猫などのペットとどのように避難するかを考えることは、被災した飼育者を支援するばかりではなく、避難所等での人への危害防止にもつながります。私は複数の市民の方よりご相談をお受けいたしました。その方々は、犬や猫を家族同然のように愛情を持ってかわいがり、共に生活をしておられる方であります。もし、大きな災害が発生して、避難所に避難してしばらく過ごさなければならないような場合、家族同然のペットも避難できるのか。避難所の防災備蓄品にドッグフードも備蓄してもらえるのかななどの質問でした。まず、災害が発生した場合、ペットとの同行避難という考え方と同伴避難という考え方があります。同行避難とは、災害時に飼い主がペットを連れて一緒に避難することを指し、避難所でペットと一緒に過ごせるかどうかは、各自治体の避難所の判断に任されています。一方、同伴避難とは、ペットと一緒に避難し、かつ避難所で一緒に過ごすことを指します。もちろん、飼い主にとっては同伴避難の方が理想的ではありますが、環境省が作成をしている、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインで推奨されているのは、同行避難の方です。しかし、同行避難と同伴避難とは言葉が似ていることもあって、違いを理解しづらく、実際過去の震災の際にも、同行避難と同伴避難の違いがはっきり認識されていなかったため、一部の避難所で混乱が生まれました。同行避難を理解しているのは6割。ペット保険を手がけるアイペット損害保険株式会社が行った調査でも、同行避難について正しく理解している飼い主は約60%にとどまっていることが明らかになっております。

ここで伺いをさせていただきます。現行、本市の考え方では、災害時においてペットと一緒に避難所に避難した場合、先ほど述べさせていただきましたが、同行避難となるのか、それとも同伴避難となるのか。また現在、指定避難所は15か所ありますが、全ての避難所でペットの受入れは可能となるのかについてお示しをください。

奥本副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの松林議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、本市におきましては、同行避難といたしております。その大きな理由といたしましては、同伴避難という形になりますと、人とペットが同じエリアで生活するという事になり、動物が苦手な方、それからアレルギーをお持ちの方等がおられ、触れ合わないとしても、同じエリアにいることで様々な問題が発生する可能性があるということを懸念しておるところでございます。各指定避難所でのペットの受入れ体制についてでございますが、葛城市避難所運営マニュアルというものがございまして、そこに記載がございまして、避難所運営は、利用される方々による自主運営が基本となっております。各避難所に設置されます運営委員会というもので様々な事項を決定いただく中に、ペットの飼育エリアをどうするのかというような内容も含まれております。ただし、指定避難所のうち、民間施設であります奈良文化高等学校のリズム館につきましては、今現在、奈良学園の本部に問合せをしております。

環境省のチェックリストですとか、ガイドラインを今現在確認いただいております。なお、指定緊急避難場所、旧の広域避難地でございますけれども、新庄第2健民運動場、それから屋敷山公園、新町運動公園の公園球技場、それから當麻健民運動場につきましては、それぞれ最寄り、隣接の指定避難所と一体利用は可能というふうに考えておるところでございます。

奥本副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。さらに、改めてお伺いをさせていただきますが、原則避難所でのペット飼育場所は、人のスペースとは分けて管理するとのことではありますが、例えば使役犬、人間のために利用される犬、働く犬、盲導犬、聴導犬、介助犬などが同行避難をしてきた場合は、どのように避難所で受入れをされるのか。また、ペットを飼われている飼い主からのお問合せであります。避難所での備蓄品として、ドックフードなど備蓄を考えているのかとの質問がありましたが、このことに対するお考えをお示してください。

奥本副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。盲導犬等の使役犬でございますけれども、利用されている方々の目や耳等に代わる存在であり、身体障害者補助犬法という法律の中でも規定がございますように、指定避難所では当然のように受入れはさせていただきます。しかしながら、先ほど答弁させていただきましたように、他の避難者の方々の中に動物が苦手な方、アレルギーをお持ちの方もおられることが想定されますので、避難所におきましては、ペットスペースの最も近い場所で避難生活をお願いすることとなるかと思っております。また、避難所内でのその方の行動につきましては、行政職員はもとより、避難所運営委員会を組織した上で、避難者相互の互助という形によりまして対応していただくようお願いをしたいと思います。

それから、ペット用の食料備蓄についてでございますけれども、基本的には、人間の避難する際に非常持出袋というようなものも用意していただいております。それと同様に、飼い主様が数日分のフードですとか、水、食器、ケージ、キャリーケース、予備の首輪、トイレ用品等をご自身でご準備いただくこととなります。

以上です。

奥本副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。ペットとの同行避難を受け入れる側、避難所運営側の体制の明確化、マニュアルの構築、そして、ペットの飼い主側が日頃から災害に備えて考えておくべき準備と対策があります。自治体などによる災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養管理の責任を果たしていることがあくまでも前提となっております。災害時に避難所に避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにするとともに、各避難所拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要があります。そのために、健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が最も有効な災害対策となります。横浜市では、災害時の対応ガイドライン、災害時のペット対策にまとめております。その中では、例えば、飼い主は動物用避難用品を用意しましょうとあり、ペット用非常持出袋の例として、フード、水、薬として最低でも5日分、で

できれば7日分以上は必要とあり、そのほかにもペット用品、ペットの常備薬、飼育手帳、その他にも、飼い主はキャリーバッグやペットケージを用意するように記載をしております。このように災害時に備えて日頃からペットの飼い主が対策を考えておかなければならないことが明確に記載をされております。

災害時に飼い主がペットを連れて避難する同行避難の受入れを円滑に進めるため、環境省は3月29日、事前の備えや災害後の対応について、自治体を実施すべき事項を確認できるチェックリストを公表しました。本市におきましても、このチェックリストを基に避難所でのペット同行避難の受入れ体制整備の促進が望まれるところであります。チェックリストは、環境省が過去の災害で得られた教訓を基に作成されました。具体的には、1、ペットの受入れ可能、不可能の避難所を公開しているのか。2、避難所でペットが過ごす場所を確保しているか。3、受入れ不可の避難所に飼い主とペットが来た場合の対応を検討できているか。4、避難所で動物アレルギーを持った人と動物とのすみ分けや動線を考えているか。5、獣医師会や愛護団体と連携をしているかなどの項目を設けております。

民間のペット保険会社の調査によると、最寄りの避難場所にペットを連れて避難できるか知らない人が約8割に上っているとの調査結果も出ております。環境省の担当者は、チェックリストを通じて自治体の受入れ体制の整備とともに、飼い主への周知徹底も図っていききたいと述べております。

ここで伺いをさせていただきます。本市において3月29日、環境省が公表した災害時に飼い主がペットを連れて避難する同行避難の受入れを円滑に進めるためのチェックリストに基づく体制、避難所運営のマニュアルは整備をさせていただいているのか。また、先ほど紹介をさせていただきました横浜市のように、災害時に備えて日頃からペットの飼い主が対策を考えておかなければならない事項をまとめた災害時のペット対策のような小冊子はあるのかをお示しく下さい。

奥本副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきますが、私の方からは、避難所運営マニュアルの整備ができているのかというところを答弁させていただきます。議員ご紹介の、環境省が令和3年3月に公表しております「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」におけますペット同行避難の受入れチェックリスト、それから避難所等におけるペット連れ被災者への対応チェックリストに基づく体制についてでございますが、現状では、住民の皆様への周知や、一時的な預け場所の確保など、一部十分に整理ができていない部分はございますが、一方で、本市の避難所運営マニュアルにおきまして、避難所の配置レイアウトをお示しいたしてございまして、体育館の場合でございますけれども、建物外にペットスペースを確保すること、こういったことを例示してございまして、避難所運営においては、運営委員会が中心となってそれぞれ役割分担することとなり、衛生班の役割といたしまして、避難所内のペット対策の項を設けております。また、避難所におけるペットの飼育ルールや避難所ペット登録台帳、こういった様式も定めさせていただいております。今後は、避難所対応職員にも周知徹底を図るとともに、市民の皆様にも広報させていただ

だき、避難時の混乱を未然に防止できればというふうに考えておるところでございます。

奥本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、2つの質問の2つ目の、横浜市のような小冊子はあるのかということについて答弁申し上げます。現時点におきましては、お尋ねいただいておりますような小冊子はありません。

奥本副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。続いてご質問させていただきますが、本市における飼い犬は、現在何頭いるのでしょうか。また、どのようにしてその数を掌握しているのかをお示しく下さい。

奥本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご説明申し上げます。狂犬病予防法により、犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村に犬の登録申請をしなければならないことになっておりまして、令和2年度末であります本年3月末現在の本市における犬の登録頭数は1,407頭となっております。

以上です。

奥本副議長 松林君。

松林議員 犬については、年1回、狂犬病ワクチン接種が義務づけされております。予防接種の機会などを通じて、先ほど紹介をさせていただきました横浜市のように、ペットの飼い主側が日頃から災害に備えて考えておくべき準備などをまとめた小冊子などを作成、配布し、市のホームページなどで周知を図るとともに、避難所運営側である行政側は、3月29日、環境省が公表したペット同行避難点検リストに基づき、同行避難の受入れ体制の明確化と整備、具体的に申し上げます、ペットの受入れ可能、不可能の避難所の公開、避難所運営マニュアルに明記したペットの飼い主に配布する小冊子にも明記、ホームページで公表するなど、災害に備えてペットの飼い主側の日頃の備えと準備、ペット飼い主への周知徹底が大事であろうかと思いますが、このことに対するお考えをお示しく下さい。

奥本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご説明申し上げます。先ほど来、横浜市の取組をご教示いただきながらのご質問の趣旨を受け止め、本市避難所運営マニュアルや、環境省の災害時におけるペットの救護対策ガイドラインなどを参考に、1つには、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要で、平常時から災害避難時に備えるべき対策についての意識を持ち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めなければならないこと。また、1つには、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人などへの特別な配慮が求められる避難所におけるペットの存在が、人々にとってストレスやトラブルの原因となるかどうかは、飼い主の意識と平常時からの備えに左右されること。そして、1つには、通常的环境とは大きく異なる避難生活は、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるが、ペットの避難に必要

な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことでこのストレスを軽減させることも可能であること。さらに、同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預け先を確保しておくことなどを盛り込んだ、飼い主に向けた災害への備えの部分について、本市の避難所運営マニュアルの「ペットの飼い主の皆さんへ」の部分をも更なる補完できるよう工夫し、市ホームページをはじめ、犬の登録申請や毎年の狂犬病注射時などの機会を捉え、周知に努めたいと考えております。

以上です。

奥本副議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。続きまして、最後の質問となります第3点目の、高齢者世帯エアコン購入費等助成制度の創設についてお伺いをさせていただきます。暑さが感じられる時期となりましたが、今年もコロナ感染拡大により外出自粛をしていたことから、体が暑さに慣れていないため、汗をかいて体温を下げる等の対処ができておりません。また、常日頃マスクを装着していることで体内に熱がこもりやすくなっております。マスク内の湿度が上がっていることで喉の渇きを感じづらくなる傾向になり、熱中症になってしまうリスクも高まります。体がべたつく、だるい、頭がふらつく、発熱するなどという症状を起こすのが熱中症。実は、これらは新型コロナウイルス感染症の軽度の症状にもよく似ており、見分けるのは難しいと言われております。だからこそ、熱中症になる環境、生活を避けておけば、これらの症状の原因が熱中症ではなく、新型コロナウイルス感染症という可能性を早期に疑えることにつながります。

昨年の夏、2020年6月から9月に熱中症で救急搬送された人の数は、全国で6万4,869人でありましたが、これは、おとしの夏、2019年より2,000人少ない人数となりましたが、減少したとはいえ、平成29年以前と比べると高い水準と言えます。また、年齢層別に見た場合に、高齢者の割合が52%から57.9%へと増加した一方、少年、7歳から18歳未満の場合は12.2%から8.1%へと、およそ3分の2に減少をいたしました。また、熱中症の発生場所は、高齢者では屋内が多く、若年者は屋外での活動中も発生しやすいことが知られておりましたが、特に、コロナ禍による外出自粛が、高齢者に対しては熱中リスクの上昇につながるように働いた可能性も考えられます。まだまだコロナ禍の中です。外出自粛で家にいる時間が増える状況下において、室内での熱中症対策を普段から実践することが必要であります。昨年に引き続き、2021年度も多くの方が家の中で過ごす時間が増加しました。巣ごもり生活により、暑熱順化、暑さに体を慣らす行動の機会が得られず、例年以上に屋内外での熱中症リスクが高くなる巣ごもり熱中症が心配をされます。例年であれば、徐々に暑さに体を慣らしながら、日常生活を送る中で暑さに対する抵抗力が向上し、上手に汗をかける体が出ていました。しかし、昨年同様、今年も巣ごもり生活により、それができないまま夏を迎えます。このような特殊な状況を考えると、屋外での身体活動の機会が多い人は、例年以上に慎重に暑熱順化に取り組むことが必要であります。

そして、特に注意したいケースがあります。ケース1としまして、屋外のいきなりの暑さ。まだ体が暑さに慣れていない場合は熱中症のリスクが高まります。極端な高温の日は避け、

少しずつ暑さの中で行動、労作や運動をすることが大事で、短時間の外出でも油断は禁物。服装の工夫や暑い時間は避けるなどの対応とともに、十分な水分と塩分の補給を心がけることが重要であります。そして、ケース2といたしまして、室内のうっかりの暑さ。室内でも熱中症の危険があります。冷房をつけるなどして環境を整えることは例年どおりであります。定期的な換気が求められる今年、設定温度以上に室温が上昇する可能性がありますので、実際の室温を28度に保つことが重要となります。救急搬送人員の年齢区分では、高齢者が最も多く、次いで、成人、少年、乳幼児の順となっております。また、発生場所の救急搬送人員を見ると、住居が最も多く、次いで、道路、公衆屋外、そして仕事場の順となっております。このデータから言えますことは、熱中症により救急搬送される方は65歳以上の高齢者の方で、しかもご自身が住んでいる自宅で具合が悪くなるケースが多いと言えます。そして、今や熱中症による死亡者の約8割は65歳以上。今後もこの値は次第に増加していくと言われております。

東京都監察医務院、昨年、令和2年8月21日の発表ですが、8月21日現在、都内の熱中症による死者数は148人で、いずれも8月に入ってからお亡くなりになっております。8月の1か月の死亡者数としては、これまで、おとし、令和元年の115人が最多でありましたが、令和2年8月の3週だけで既に大幅に上回った形でありました。また、おとし、令和元年6月から9月の死者数を合わせても135人で、この数も既に上回っております。ここで、昨年、令和2年8月にお亡くなりになられた148人のうち、最も多いのは80代で、8割以上がエアコンを設置していないか、使用していなかったということでもあります。命に関わる危険な暑さから身を守るため、高齢者は特に暑さを避けるということが大切であります。命を守るためにも、適温でエアコンを使うことが必須であろうかと思えます。

内閣府の消費動向調査によれば、2019年における世帯別のエアコン普及率では、60歳以上の単身世帯では79.8%と、エアコンの普及率は8割以下にとどまっております。すなわち、高齢者の5人に1人はエアコンを所持していないこととなります。設置費用が高いことも原因の1つであると考えられます。このような状況の中で、最近、高齢者世帯にエアコン購入費の助成事業を実施している自治体が広がりを見せております。各自治体エアコン設置の助成制度の内容は様々であります。いわば、今まで政治の光が当たらなかった部分でもあろうかと、このように思います。

福島県喜多方市では、高齢者にやさしい住まいエアコン設置事業として、事業の概要では、近年の猛暑により熱中症で高齢者が搬送されるケースが発生していることから、高齢者への緊急熱中症対策の1つとして、エアコンのない非課税高齢者世帯への設置を促進することを目的に費用の一部を助成しますとして、対象世帯は、市内に住所を有し、現に居住する高齢者のみの世帯とし、次に定める要件を満たしている世帯として、1、65歳以上のみの住民税非課税世帯に属していること。2、自宅内にエアコンがないこと。3、世帯員全員に市税、介護保険料に滞納がないこと。助成金の額はエアコン本体設置費用の4分の3に相当する額、上限は3万7,000円となっております。本市におきましても、高齢者の命を熱中症から守る対策の1つとして、高齢者世帯のエアコン購入費等の助成制度を創設して、支援の手を差し

伸べるべきであると、このように思いますが、このことに対します阿古市長のお考えをお示しく下さい。

奥本副議長 阿古市長。

阿古市長 実現に向けて前向きに考えたいと思います。

奥本副議長 松林君。

松林議員 よろしくお願ひいたします。高齢者が健康的に生き生きと、安心して元気に日々の生活を送ることができますように、高齢者世帯エアコン購入費等助成制度の創設を切に要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。本日はありがとうございました。

奥本副議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、7番、内野悦子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

内野議員。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点ございます。新型コロナワクチンの円滑かつ迅速な接種に向けて。2つ目は、子どもたちの成長を育む環境整備について。3点目は、子どもの心のサポートについてでございます。

詳細は質問席の方からさせていただきます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 それでは、よろしくお願ひいたします。

まず1点目でございます。新型コロナワクチンの円滑かつ迅速な接種に向けてについてでございます。新型コロナウイルスワクチン接種について、市長を中心に、部局の皆様をはじめとし、職員の皆様が一丸となり、無事故の運営をしていただいていることに心より感謝申し上げます。また、医療従事者の方々におかれましては、日々多くのリスクを抱える中、頑張ってください、重ねて感謝申し上げます。本市は4月23日より、着々と希望する市民の方々へのワクチン接種を無事故で円滑かつ迅速に進めていただいておりますが、現在の65歳以上の高齢者の1回目、そして2回目、それぞれの接種を終わらせた人数をお伺ひいたします。

奥本副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 保健福祉部の東でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの内野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨日、6月16日現在でございますが、集団接種で1回目3,968人、パーセントに直しまして38.39%となっております。2回目でございますが、1,878人、18.17%でございます。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。本市は早くから高齢者の接種を進めていただいております。1回目、そして2回目、順調に進んでいることを、今、数字をもって確認させていただきました。そして、明日からですけれども、吉村議員の方からもあったんですけども、奈良県は医師免

許を取得した研修医を全国に先駆けて派遣する事業で、葛城市はこの事業に手を挙げていただき、明日18日から21日、28日と、県から医師免許を取得した研修医の方々に来ていただき、1日約720人の接種を3日間と、そして3週間後の3日間においても、毎日約720人の接種が行われると伺っております。高齢者の7月までの完了を後押しできるものと考えております。また、720人となれば混乱が予想されますので、更なる無事故の運営、よろしく願いをいたします。

あえて、次、お伺いするんですけれども、65歳以上の高齢者の終了時期について教えてください。

奥本副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 ご質問にお答えさせていただきます。現在、本市におきましては、国が示しております期限を目標に、先ほど申し上げていただきました医師会の先生方、そして看護師の方々、薬剤師の皆さんのご協力によりまして、65歳以上の高齢者の集団接種が順調に進んでおるところでございます。このままの予定で進みますと、65歳以上の接種希望者で2回の接種が終了する時期は、国が示しておるとおり7月末でございます。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。7月末には、希望される高齢者の方々に接種が終わると確信をいたしました。では、市民の方からお問合せが多いので質問させていただきます。高齢者の次に、基礎疾患を有する方や一般接種、16歳から64歳までの先行予約期間の設定、また接種対象への接種券の配送時期についてでございますが、このことについてお伺いをさせていただきます。

奥本副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 基礎疾患を有する方や、また、特に若い方で基礎疾患をお持ちの方につきましては、次に申し上げます2つの方法でお申込みを受け付けたいと考えております。まず1つ目につきましては、広報かつらぎ7月号に申請書と返信用封筒を折り込みさせていただきます。申請していただいた方から随時接種券をお送りするという方法がまず1つでございます。次に、もう一つは、今月中に市のホームページにアップをさせていただきます申請書をダウンロードしていただきまして、必要事項を記入の上、新型コロナウイルス対策室指定のメールアドレスに送信していただく方法を予定しております。また、65歳未満の方の接種券の発送時期についてでございますが、まずは60歳から64歳の方へ、早ければ6月末から順次発送するように検討しておるところでございます。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。今、理事のご答弁では、基礎疾患をお持ちの方は、広報7月号の中にある申請書と返信用封筒を切り取っていただき、記入箇所を埋めていただいて、市の方へ申請され、随時接種券を郵送されるということなんですけれども、まだ7月号が届いてないので分からないんですけども、その申請書というのは、例えば一家に基礎疾患の方がお二人

おられた場合、三人おられた場合、そんなときは、複数おられた場合、どのようにするのかということと、そして広報誌が届かないご家庭もあると思うんです。そのようなところにはどのように対応されるのか。65歳未満の一般の方へは、ワクチンの発送状況、また周辺の自治体の接種状況などを見ながら、混乱のないように対応していくということなんですけれども、多くの市民の方からは、うちの息子、大学、大阪の方に行ってるとか、他県へ行ってるということで、大学の接種も始まる。また、大阪の方へお仕事行かれてる方もございます。そういうような方は、職場で接種が始まれば、接種券が必要になってまいります。できれば早く接種券を送っていただきたいというお声が本当に多いんですね。まずは接種券を全員に送ることが大事なのではないかと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

奥本副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 基礎疾患の方が複数名いらっしゃる場合につきましてですけれども、まず、広報かつらぎ7月号の折り込みの申請書をコピーして使っていただいて、送っていただいても結構かと思えます。また、広報誌が届かないご家庭への対応といたしましては、市役所両庁舎でございます。または公共施設にも広報誌等は置いてありますので、それを取りに来ていただいて、お使いいただくというのも方法です。あと、市のホームページから申請書をダウンロードしていただくかということでございます。また、市外で大規模接種会場等での接種を希望される方につきましては、年齢や基礎疾患の有無に関わらず、昨日6月16日から市のホームページに申請書をアップしておりますので、必要事項を記入の上、新型コロナウイルス対策室指定のメールアドレスに返信していただければ、事前に接種券を送ることができるということになってございます。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。私も毎日、市のホームページを見せていただいて、確かにこの申請書が載っております。結構簡単に申請できるというふうに、一応自分で確認しました。ありがとうございます。広報の入らないところには、公共施設の方へ取りに来ていただくということと、年齢や基礎疾患の有無に関わらず、申請していただいたら接種が可能ということも、今確認させていただきました。ただ、ダウンロードができない方というのも多々ございます。その方に対して電話の対応もお願いできないかと、そのように思うんですが、どうでしょうか。

奥本副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 電話でも受付をさせていただきたいと思っております。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。ホームページからのダウンロードと電話、両方可能ということを確認させていただきました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

(発言する者あり)

内野議員 電話は駄目。そしたら、電話についてのことをもう一度再確認させていただいてよろしい

でしょうか。

奥本副議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 電話についても検討はしているんですけども、言い間違いだったりというのがありますので、まずはメールできちんと申請していただくというのが大事なのかなと思っております。ただ、できない方に対して、どのようなことができるのかというのは、引き続き検討はさせていただきたいと思います。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ホームページの申請書が本当に簡単にできるということ、私も確認しました。どうしてもできない人は、今、電話の方で確認、どうするかということで、前向きに考えていただいているということを今お伺いいたしました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。市内の職域接種についてもお聞きをさせていただきたいと思いますが、市内の職域接種についての協議状況などありましたら、教えていただけたらと思います。

奥本副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 職域接種の協議状況でございます。民間企業の職域接種でございますけれども、自治体による接種にまず影響を与えないよう、会場や医療従事者等は自ら確保をしていただきます。実施する場合におきましては、奈良県が相談窓口となっており、県と企業とで調整をしていただくというふうになってございます。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。県と企業で調整を行うとのことで理解をさせていただきました。市内の幼児、また園児、生徒、また利用者の方々と接する機会の多い保育所の職員であったり、また幼稚園の先生であったり、保育所の先生であったり、学校の先生、また福祉事業所の支援の方だったりという方には、本当に一日も早く、ワクチンの入荷の状況を見ながら、一日も早い接種をお願いできたらと、そのようにお願いをいたしておきます。

次なんですけれども、ここも市民の方からお問いがございました。2回接種後に配布する地域振興券の発送状況についてお伺いをいたします。

奥本副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 地域振興券につきましてですけれども、「～コロナに負けない～葛城市地域振興券」というふうに名づけて、接種された方へのご足労代と地域経済の活性化との2つの目的を持った商品券として現在準備をしておるところでございます。7月から配布予定でございます。配布方法といたしましては、本市が設置をいたします集団接種会場で2回目の接種を終えた方には、お帰りの際にお渡しをする予定でございます。既に2回接種を終えた方や診療所等で接種をされた方、本市以外で接種された方などにつきましては、郵送でお渡しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。接種対応が12歳以上に拡大される中、本市の12歳以上の接種に対する検討の状況がございましたら、教えていただきたいと思います。

奥本副議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 12歳以上の方への接種ということでございます。この件に関しましては、国におきましては、学校において直ちに集団接種をすることに否定的な考えも示されております。まずは国としての方針を見極めて、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、福祉分野の方でお伺いさせていただきたいと思っております。在宅重度障がい者へのきめ細やかな配慮についてでございますが、そのところをお伺いいたします。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

在宅の重度障がい者へのきめ細やかな配慮についてでございます。本市において、在宅重度障がい者も含め、障がいのある方につきましては、日常生活上の様々な問題に対して相談支援事業を実施し、6か所の一般相談支援事業所に委託しております。さらに障害福祉サービスを利用されている方につきましては、計画相談支援事業所が障がい者の日常生活や社会活動上の支援を実施しておりまして、本市では、これらの事業所と定期的に連絡会議を開催し、現状の課題分析と情報交換を行っております。このような体制を活用し、在宅重度障がい者の新型コロナワクチン接種については、ワクチン接種の方法、介助者の負担や接種後の状況観察など、個々に存在する課題分析及び準備を整えた後、迅速に予約等を行い、そして円滑な接種をしていただくよう支援する方針でございます。

以上です。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。本当に在宅重度の障がい者の方は、今後は訪問で接種できるような体制もお考えいただけたらと、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、接種状況なんですけれども、本当に市民の皆様、ちょっとでも早く知りたいというようなこともよく聞くんですけれども、これから細かいこと、随時ホームページとか、知らせていただいているんですけれども、もっと細かい情報を市民に、これは使えるかどうか分からないんですけれども、防災行政無線とか、例えば回覧板であるとか、そういうようなことを活用していただいて、本当に市民の耳に入れていただいて、安心できるような体制も構築していただけたらと、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、2点目でございます。子どもたちの成長を育む環境整備についてを質問させていただきます。2020年12月21日に厚生労働省より発表された新子育て安心プランは、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備するもので、地域の特性に応じた支援や魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用

を進めるため、各種取組を推進するとあります。待機児童対策は、地域の状況に応じた具体的な施策が求められます。

さて、本市においても、保育所の利用率が高まる中で、保育所を利用したくても我慢されておられるのも現実でございます。地域の実情に合わせた保育施設の整備は喫緊の課題です。私がかねてより、一般質問等で小規模保育についてご提案をさせていただきました。この小規模保育事業は、子ども・子育て支援新制度において規定された認可施設で、そこには大きく分けて3つのタイプがあります。それぞれA型、B型、C型があり、子どもの定員数、職員、面積などがそれぞれ変わってきます。特に小規模保育A型ですが、このA型は、保育所分園、ミニ保育所に近い類型であります。0歳から2歳の待機児童を対象に、有意義な保育事業所となると考えております。そこでまず1点目でございますが、ここ2年間の0歳から2歳児と、また3歳から5歳児の待機児童の状況について、どの年齢で特に待機が出ているのかをお伺いいたします。

奥本副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部、井上でございます。よろしくお伺いいたします。

待機児童の状況についてのお問いでございます。葛城市における保育ニーズは年々増加しており、市内保育所への入所者数は、定員850人に対しまして、令和元年度で935人、令和2年度で947人、令和3年度で975人となっています。現在、市内の全ての保育所、保育園におきまして、定員の弾力運用を行い、保育ニーズに対応しております。

次に、令和2年度と令和3年度の待機児童数についてでございます。令和2年度の4月1日時点での待機児童数は28人で、令和2年度末では49人ございました。年齢の内訳は、0歳児が33人、1歳児が10人、2歳児が6人ございました。また、令和3年度の待機児童数は、4月1日現在で22人でございます。内訳は、0歳児が6人、1歳児が10人、2歳児が6人となっています。今後、出産や転入などにより途中入所を希望される方もおられますので、昨年度同様、年度末に向けて待機児童数は更に増加すると予想されます。いずれの年度につきましても、待機が出ている年齢は、全て0歳から2歳児でございまして、3歳から5歳児につきましても、今のところ待機はございません。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。今、ご答弁の中で、0歳から2歳児の待機が特に多いということが分かりました。0歳から2歳の年齢の解消がまた必要になることも分かりました。このことから、当初予算にもありました、小規模保育事業実施の法人の募集を行っていただいたと、そのように伺っております。そして、その進捗状況と、また開始時期、また何か所なのか、内容などについてお伺いいたします。

奥本副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 小規模保育所の公募につきましては、令和3年4月6日から5月12日にかけて、葛城市のホームページにより周知と公募を行い、令和4年4月から運営していただける実施事業者を募集いたしました。公募には2事業者の応募がございました。選考は、5月

27日に提出された書類とプレゼンテーションによるプロポーザル方式で行い、選定委員会において審査を行った結果、2者とも選定基準に達しておりましたので、小規模保育所の実施候補者として選定し、先日その旨、通知をいたしました。事業者につきましては、市ホームページにおいて公表しておりますが、どちらも香芝市内で既に小規模保育所を運営しておられ、実績のある事業者でございます。1つはアートチャイルドケア株式会社、もう一つは学校法人誠華学園です。今後、今年度中にそれぞれ借りられた物件の改修工事などを行われ、開所に向けた準備に入られます。いずれも開所の時期は令和4年4月の予定でございます。以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。本当にご尽力いただいたものと感謝を申し上げます。

次でございますが、今回、今、民間の事業所を公募され、民間誘致が決まりました。そこで、財政面なんですけども、どういったメリットがあるかについてもお伺いをいたします。

奥本副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 市にとっての民間誘致の財政面のメリットについてでございます。今回、民間誘致による小規模保育事業でございますので、施設改修費につきましては、国と市と事業者がそれぞれ負担割合に応じて費用を負担することになります。補助率は、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1となっております。しかしながら、今回の小規模保育所誘致につきましては、待機児童解消に向けての取組でありますので、国の補助率にかき上げが適用され、国が3分の2を負担し、市の負担は12分の1に軽減されます。通常、市が保育事業を行う場合、施設整備に係る費用は市の単独事業となり、補助金はございません。市が新たに保育施設を整備する場合は、民間誘致と比べ、負担は大きく、今回の小規模保育所の民間誘致につきましては、少ない費用負担で0歳から2歳児19人の受入れが可能な保育施設を2か所確保することができる見込みでございます。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。大変有利な補助事業であることが分かりました。今後も、これらの事業が円滑に行われるように見守らせていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、保育所の園舎の安全面についてお伺いをさせていただきます。特に磐城第1保育所と當麻第1保育所のことなんですが、この2つの保育所は、1981年6月1日より前に建てられたものなら、耐震診断で判断し、耐震補強を進める必要があります。私は、令和元年6月議会の一般質問において、この2つの保育所について、耐震状況等についてお伺いをさせていただきました。そのとき磐城第1保育所につきましては、結果、改修、補強が必要であると判断され、また、當麻第1保育所につきましては、その当時、耐震診断を受ける予定であるという答弁でございました。改めてお聞きをいたしますが、磐城第1保育所、當麻第1保育所の耐震診断結果は既に出ていると思いますが、両施設の耐震診断についてお伺いをいたします。

奥本副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 磐城第1保育所と當麻第1保育所の耐震診断につきましては、平成30年度から令和元年度にかけて、それぞれ耐震診断を行いました。耐震結果は、両施設とも何らかの補強改修を要するとの意見をいただいております。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 今、部長のご答弁で、この両施設、何らかの補強や改修が必要とのご答弁でございました。本市の公立保育所は、當麻第1保育所、磐城第1保育所、そして、磐城第2保育所と3園ございます。そのうちの磐城第2保育所においては、平成26年に新築をされました。また、旧新庄町においても、民間の施設で運営を行っていただいておりますが、この3つの民間の保育園も、平成20年代に3園とも建替えをしていただきました。今後、磐城第1保育所、そして當麻第1保育所の施設整備の方向性についてをお伺いいたします。

奥本副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 磐城第1保育所と當麻第1保育所につきましては、どちらも建築から40年以上が経過しております、老朽化も進んでおります。また、どちらの施設も待機児童解消のために、既にリズム室を保育室に改修しておりますので、雨の日などで園庭が使えない日や、入所式、卒園式、生活発表会などの行事の日でリズム室が必要な日には、スペースを確保するために合同保育などをして教室をやりくりしている状況でございます。いずれの保育所につきましても、耐震診断の結果は、何らかの補強改修を要するとの結果でございましたので、結果を受け、昨年度から、公立保育所の今後の施設のあり方について検討してまいりました。補強改修か建替えか、公立か民間か、今後の運営形態につきましても、最善の方法を探りながら、スピード感を持って検討してまいりたいと思います。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。今検討していただいている中に、建替えか補強か、また、公立か民間か、どのような運営形態でやっていくかというところを今、探っていただいているとの答弁でした。この2園に関しては40年以上が経過をしており、老朽化も進んでいる。磐城第1保育所も當麻第1保育所も、待機児童解消のため、リズム室を保育室に改修している。雨で園庭が使えない日とか、また式典、また発表会などの行事では、合同保育で教室をやりくりしてるといような、様々な今ご苦勞をいただいていることが分かりました。そこで、一日も早い改修か建替えか。そしてまた、公立か民間か。今後の運営形態につきましても、最善の方法を探りながら、スピード感を持って検討していただきたいと思います。そして、例えば、今後において、民間誘致も考えられると思いますが、民間誘致に対してどのようなお考えか。そしてまた、メリットについてもお伺いをさせていただきます。

奥本副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 民間誘致のメリットについてでございます。運営形態をどのようにするかによって、市民にとって選択の幅が広がり、多様なニーズに応えることができるようになることが考えられます。また、市の直接運営から委託という形になれば、施設運営に係る経費につきましても、施設運営費、事務費、維持管理費、人件費などは、子どものための教育・

保育給付費として支給され、国2分の1、県4分の1、市はおおむね4分の1で、市の負担は軽減されます。また、施設改修や建替えを行う費用につきましても、市が行う場合は市の単独事業となり、費用は全て市の負担となりますが、民間誘致の場合は、先ほどの小規模保育事業と同様に、市の負担は基準額の4分の1から12分の1になります。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。今、部長のご答弁を聞かせていただいて、デメリットも多々あるんだらうとは思いますが、大変有利な補助事業であることが分かりました。今後、民間の参入での保育所になるのか、また、認定こども園になるのか。財政の負担面なども含めて、本市にとってよい方向性を出していただき、待機児童解消についてよろしく願いいたします。私は、子育て支援策を進め、決断することは、次世代への投資であると、そのように考えております。子どもたちの安全・安心のために、ぜひとも建替えを強く要望させていただきます。そして、今、話は変わるんですけども、国では、現在、子どもや家庭の全般を担う様々な省庁の論議をされておりますが、民間誘致だと、先ほどもご答弁あったように…。すいません。もとい。戻ります。

そしたら、次に、待機児童解消に今後認定こども園の創設も進んでいくと思いますが、保育園は厚生労働省、そして幼稚園は文部科学省所管、認定こども園は内閣府の管轄となっております。今後、本市において認定こども園も創設されれば、こども園はどこの所管になるか。このこと、また他市の状況などもお伺いをさせていただきます。

奥本副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 認定こども園につきましての他市の担当する所管についてでございます。

奈良県他市の認定こども園を所管する部署は、例えば、子ども未来部や健康福祉部など、市長部局において担当されている市につきましては、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、宇陀市の7市でございます。次に、教育部局において担当されている市は、五條市、生駒市、香芝市の3市となっております。

以上でございます。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 今、部長の方から、他市においてお調べいただいたんですけども、7つの市が市長部局の方で持たれてるということで、大半が市長部局ということをお伺いしました。国においても、行政の縦割りを排し、司令塔機能を担う他の庁の創設なども論議をされておりますが、今後、認定こども園を運営していく場合、葛城市では、幼稚園の教諭は教育部局で、保育所の保育士は市長部局だと所管がまたがっております。円滑な運営をするため、どのようなお考えか。また、新たな課の創設についてなどのご所見をいただけたらと思います。副市長、よろしく願いいたします。

奥本副議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 議員にご心配いただいている内容も踏まえまして、認定こども園に関することだけでなく、それも含めまして、子どもに関すること全てについて一度整理する必要があると思っ

ております。その整理を踏まえまして、本市にとって適切な体制を取っていきたいと思いますので、その辺について検討してまいります。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。私は、先ほども申し上げましたけれども、子どもの幸せを最優先するのであれば、本当に縦割りをなくして、子ども全般にわたる課の創設も選択肢の1つに加えるべきではないかと、そのように考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。子どもの心のサポートについてでございます。学校において感染症の影響は大きいですが、大人社会の経済や社会の変化は、子どもたちの生活環境、また心の状態にも変化を及ぼします。福岡市の事例を少し紹介させていただきます。福岡市の教育委員会の事例でございますが、新型コロナウイルスで生活環境が変わる子どもの心が不安定になっている可能性があるとし、小・中学校、高校合わせて217校で緊急の面談をし、友人関係や学習の状況、家庭環境など、様々な話題から、子どもたちの心の異変がないか探り、気になる子どもがいた場合、スクールカウンセラーなど専門職の方につなげていただくような流れを作っていると伺いました。現場では、ただ我慢している様子の子どものや、人に言えないと考えている様子の子どものもいて、現場ではどう子どもの声を酌み取るのが課題になります。本市においても、教師と専門職が子どもに寄り添い、相談内容によっては、ご家庭の方々の話に耳を傾け、解決に向けて努力をさせていただいておりますが、コロナ禍、葛城市において、児童・生徒の心の状態など調査が行われているのかをお伺いいたします。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育委員会の吉井でございます。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

昨年度は、約2か月続きました長い休校明けに、学校へ登校できない日が続いたことによる悩みや不安を抱かれる児童・生徒が多いため、心と身体の変化についてのアンケート調査を実施いたしました。結果からケアが必要な児童・生徒に担任が個別に面談を行い、その内容等を全教員で共通理解するとともに、適切な支援を実施いたしました。さらに、心配な児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーにつないだり、こども・若者サポートセンターと連携をしたりすることで、心の安定に向けた丁寧な取組を行ったところです。例年は1学期に児童・生徒に対し、心と生活等に関する調査を実施しています。こちらは奈良県立教育研究所による調査でございますが、調査の内容につきましては、児童・生徒の自己肯定感や関係性、学力、いじめなどに関する学校適応、家庭での適応、また、生きる意欲、コミュニケーション力、レジリエンスなどの心の状態及び発達の違いなどに関することについて質問するものです。各学校では、この結果から、児童・生徒の学校や家庭生活での心の状態を把握することができ、その後の指導に役立てています。また、それ以外の取組といたしましては、中学校において、1学期と2学期に2週間の教育相談週間を設け、相談カードを基に全生徒と各担任が昼休みや放課後を利用して面談を行い、現状での不安や悩みの相談に応じ、その解決に向けた支援をしているところです。最も重要な、日々児童・生徒と接する教員による観察、気づきなどから、担任等が面談を行い、子どもの変容やサインを見逃さないよう

心がけるとともに、こども・若者サポートセンターにおける巡回相談などと連携を密にしております。

以上です。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。今、部長のご答弁の中に、本当に葛城市も様々取組をさせていただいて、子どもの心に寄り添っていただいていることが分かりました。ありがとうございます。アンケート調査について少しお話をさせていただきます。国立成育医療研究センターのグループがアンケート調査を行ったところ、小学校4年生以上の子どものおよそ15%以上で鬱の症状が見られたなどとする結果をまとめられました。この調査は、国立成育医療研究センターのグループが新型コロナウイルスによる影響を調べるため、インターネットを通じて、昨年11月からおよそ1か月半の間に4,600人余りの子どもや保護者にアンケート調査をされました。その調査では、小学校4年生以上を対象に、子どもの鬱症状を調べる尺度を使って、気分の落ち込みや物事への興味など、過去7日間の心の状態を質問しました。その結果、小学生の15%、中学生の24%、高校生の30%に中等度以上の鬱症状が見られたということでした。鬱症状の原因については検証できなかったということですが、調査を通じて新型コロナウイルスへの不安の声が寄せられているということで、グループは、新型コロナウイルスによる学校や生活の変化が影響している可能性があるとしております。

文部科学省が、厚生労働省と警察庁の統計、これ、2021年のものですが、5月19日現在のものですが、昨年1年間に自殺した子どもは、小学生が前の年より6人増えて14人、中学生が34人増えて146人、高校生が60人増えて339人でした。児童・生徒合わせて499人と前の年より100人増えて、国の統計が始まった1978年以降、最も多くなっているとのデータも出ております。近年では、子どもや若者の自殺が深刻な課題となっております。把握された小・中学生や高校生の主な原因や動機について、最も多かったのは進路に関する悩みで55人、学業不振が52人、親子関係の不和が42人と続きました。また、特に女性生徒の増加率が高く、高校生では前の年の1.75倍となっております。こうした中、文部科学省は、子どものSOSを早期に把握し対応する必要があるとし、今年度予算に53億円を計上して、SNSなどを使った相談事業を全ての都道府県や指定都市に拡充するほか、子どもの自殺に関する専門家会議を設け、コロナ下での現状分析と対策を検討するとともに、子どもが自らSOSを出しやすくなるような教育や相談体制の整備を進めるとしました。

子どもの生活時間の大半は、学校や、また学童保育の施設で過ごします。子どもたちの心の揺れを酌み取ることができるのが教員であると思います。そこで、学校教育における子どもの心のサポートについて、こども・若者サポートセンターの専門職、またはカウンセラー、そして心理士、ソーシャルワーカーたちがいらっしゃいますが、学校へも子どもの心のサポートをしていただいておりますが、どのような取組をさせていただいておりますかをお伺いいたします。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。子どもの心のケアにつきましては、こ

ども・若者サポートセンターと連携し、子どもの心のサポートに努めているところでございます。取組の状況といたしましては、小学校、中学校に臨床心理士の巡回相談員を入れ、児童・生徒及びその保護者に応じるとともに、授業での観察などを通して見守りを実施しております。学校の先生方の教員としての視点に臨床心理士の持つ視点を加えて、児童・生徒の観察をし、必要に応じて個別の相談を実施しています。巡回相談は、令和元年度までは、学校規模に応じまして月1、2回の実施でした。令和2年度からは、各校1回ずつ増やし、月2回から3回の巡回相談を実施し、より丁寧な見守りに努めております。コロナ禍におけます影響は様々な面に及んでいると捉えております。感染防止のため、人との接触が制限される中で、多くの児童・生徒に慢性的なストレスがかかり、直接的な新型コロナウイルス感染症への不安に限らず、気分の浮き沈み、眠れなくなった、おなかが痛くなったりするなど、様々な症状が出現する可能性があります。それらのサインを見逃さず、児童・生徒が少しでも心の落ち着きを取り戻すことができるよう、相談体制、支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。今、ご答弁では、学校の先生方と協力をして、子どもたちの心のサインを見逃さず、寄り添っていただけるとのことでご理解をさせていただきました。先ほども申しましたが、児童・生徒は、生活の時間の大半は学校で過ごします。教職員は児童・生徒の心の変化に気づきやすく、働きかけもできる立場にあると、そのように思います。また、先生方をはじめ、子どもたちの心に共感し寄り添う周囲の存在は、多ければ多い方がよいと私は考えております。

葛城市の自殺対策推進計画でございますが、2018年から2022年の5か年計画であります。この中にゲートキーパー養成の取組がございました。ゲートキーパーとは、自死の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、関係機関につなげ、見守ることのできる人のことを言います。また、ゲートキーパー養成講座ですが、専門の資格や免許を得て就く職業ではなく、自治体や地方公共団体が実施している養成研修会を受講し、専門知識や対処方法を学んだ上で、身近な環境で自殺対策を支援する啓発活動を担うものでございます。研修には、一般市民向けのものと、自殺対策の専門的な知識の向上を図るため、主に自治体の窓口担当の職員などが受講する専門家向けのものもあるそうでございます。このゲートキーパーを教職員に実施している自治体が増えつつあります。神戸市、また東京都足立区、町田市などがございますが、本市においても、教職員に対するゲートキーパー研修を行っていただけるのかをお伺いさせていただきます。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。本年3月から4月の期間におきまして、児童・生徒の自殺予防の一環として、県教育委員会が作成いたしました教員向け研修資料「子どものSOSを受け止めるために」を市内小・中学校の全教員に配布するとともに、オンラインによる研修を受講していただきました。この研修の目的は、児童・生徒を取り巻く

自殺の現状や自傷行為、心の病についての知識等、援助希求に対する対応のあり方を身に付け、児童・生徒との適切な関わりをすることで、自殺等の未然防止、早期発見、早期対応できる力を向上させるというものです。このような研修につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で生活環境等が大きく変化し、心が不安定になっている児童や生徒が出す小さなサインに気づき、早期の段階に適切な対応を図ることにおいて重要な研修であると認識しております。今後におきましても、児童・生徒と日々接する教職員のゲートキーパーとしての役割を担う人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

奥本副議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。何度も申し上げて申し訳ないんですけども、児童・生徒は、生活時間の大半を学校や、また学童保育で過ごします。教職員は児童・生徒の心の変化に気づきやすく、働きかけもできる立場にあります。県の研修と、またゲートキーパー研修なども加えていただきたいことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

奥本副議長 内野悦子議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後4時から会議を再開いたします。

休 憩 午後3時44分

再 開 午後4時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長をいたします。

次に8番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、川村優子君。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。本日の最後の質問に立たせていただきます。

皆様お疲れでしょうが、もうしばらくご辛抱くださいますようお願いいたします。

ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。質問内容は2点でございます。まず1点目は、葛城市における介護保険事業計画について。もう1点は、コロナによる市民生活の影響についてを質問させていただきます。

これよりは質問席にて行わせていただきます。

西川議長 川村優子議員。

川村議員 それでは、始めさせていただきます前に、今回のコロナワクチンの接種に関しまして、関係者の皆様に、多大なご尽力によって順調に、そして迅速に進めていただいておりますことを心から感謝申し上げます。冒頭に感謝の意を述べまして、進めさせていただきます。

さて、葛城市の高齢者保健福祉計画・第8期の介護保険事業計画が今年3月に示されました。皆様もそれぞれお持ちのことと思いますけれども、その内容は、まず、介護保険料の基準月額が6,200円と定められました。市民の高齢者の皆様から、介護保険料については様々なご意見を頂戴するわけですが、葛城市の介護保険事業、第8期の介護保険事業に関わる計画、今、高齢者の現状と、そして将来像について申し上げますと、葛城市の高齢化

率、65歳以上は、令和2年1月1日の数値でございますが、27.6%。ちなみに、奈良県平均は30.8%、全国平均は27.9%となっております。また、後期高齢者、75歳の人口は増加傾向にあります。割合は13.6%。奈良県は16.2%、全国の平均は14.7%であります。85歳以上人口も同じく増加傾向にあります。その割合は、葛城市4%、奈良県平均4.9%。全国平均4.7%。高齢化率については奈良県や全国平均より下回っているということでございますが、しかしながら、葛城市の現状は、高齢者を含む世帯や、高齢夫婦世帯、それから高齢独居世帯というのは年々増加傾向にあります。先ほど市長の答弁にもありましたように、本当に、緊急通報装置をつけているという現状の中でも、市長もしっかりと把握していただいている数値でございます。要介護や要支援認定者の状況はというと、一貫して増加傾向にあります。特に平成28年以降は、全国より高い水準で認定率というのは増加して推移しています。要するに、高齢化率に対して要介護認定率が高い水準でなされていると考えられます。将来推計は、令和22年には高齢化率は29.7%、約3割です。そして、要介護、要支援認定者は、令和3年で要介護認定率が19.4%が、令和17年には26.4%と予測されています。このような状況下、介護保険事業における費用負担について、まずは説明を求めたいと思います。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。ただいまのご説明ありがとうございます。

まず、私の方からは、介護保険事業計画におけます介護保険の費用負担についてご説明させていただきますと思います。本年は、3か年間の第8期介護保険事業計画の初年度となります。3か年の介護保険事業に係る総給付費につきましては100億2,865万6,000円と見込み、第8期計画における介護保険料の基準月額は、先ほど議員が説明されました、6,200円と定めさせていただきました。この給付費の費用負担についてのご説明をさせていただきます。まず、必要な給付費の半分の50%が公費負担でございます。残りの50%のうち、27%が40歳から64歳までの方の第2号被保険者が負担し、最後の23%分が65歳以上の方の第1号被保険者の負担となります。今回の基準月額6,200円は、この23%分の負担額となります。2025年、令和7年には団塊の世代全てが75歳以上となり、2040年、令和22年には高齢者人口がピークに達するとともに、現役世代の人口が急減していくこととなります。この傾向を踏まえまして、制度の持続可能性を保持していくことが、高齢者施策を展開していくことにおいて重要な課題となります。今後、保険料の引上げを防ぐためにも、限られた財源の中でいかに効率的、効果的に介護サービスを提供していくか。また、新たな効果的なサービスを生み出していくことが必要となり、その中でも、要介護度が高い高齢者が増加することを防ぐためには、介護予防に力を入れていくことが必要となると考えております。

西川議長 川村議員。

川村議員 ただいま答弁をいただきました、要介護にならない、介護予防に力を入れていかなければ駄目だという、その必要性についてご答弁をいただいたわけですが、高齢者の方たちに健康で長生きをしていただく。そして、その費用負担となる介護保険料の引上げを少なくするために、介護予防の取組というのは必要不可欠であると。どのような形でその取組、推進を行っていただいているかということをお聞きいたします。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 介護予防のケアマネジメントの事業につきましてでございます。葛城市地域包括支援センターが直営で運営しているもので、要支援1と2の事業対象者のケアマネジメントを行い、ケアプランの作成を行っております。ケアプランの作成につきましては、介護予防の観点から、アセスメント、サービス担当者会議を行い、改善目標を明確にすることとなっております。葛城市地域包括支援センターの介護支援専門員であるケアマネジャーが計画を立てることにより、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員と連携した効果的な予防給付を行うことが可能となります。しかしながら、地域包括支援センターで全ての要支援者のケアプラン作成をしているわけではございません。市内等にある介護予防支援事業所に一部委託を行い、地域包括支援センターと共同でケアプランを作成している対象者もおられます。

介護予防支援事業所へのケアプランの委託状況でございますが、令和2年度末で要支援認定者が697名おられまして、その中でもケアプラン作成が必要な方が387名おられます。このうち、直営でケアプランを作成している率は39.3%でございます。235件は地域包括支援センター以外の事業所へ委託しております。平成28年度には介護支援専門員の人材確保が困難になり、直営率が26%台まで低下したことがございましたが、その後は、賃金改定や処遇改善を行いながら、徐々に持ち直してきている状態でございます。現在、専門職の配置は、保健師は職員2名、社会福祉士は職員2名と会計年度任用職員1名、主任介護支援専門員は会計年度任用職員が2名、介護支援専門員は会計年度任用職員が5名となっております。

事業所への委託方法でございますが、ある程度の期間を直営で行い、その後、事業所へ委託し、民間の事業所と地域包括支援センターが連携することで、地域包括支援センターに在籍する専門職の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員と事業所が連携することができ、事業所のスキルアップにもつながる効果的な委託を行えると考えております。

西川議長 川村議員。

川村議員 今のご答弁では、葛城市の地域包括支援センターというものがございます。これは直営でされているわけですが、要支援者の認定者数というのは697名おられるということですが、その中で支援の必要な方というのが387名おられるということで、それを受けた地域包括支援センターは、どのような形でそういった運営をしていただいているのかということ、40%は直営で持って、そして、市内や市外の介護予防支援事業所に約60%委託を行っているということでもあります。これは葛城市だけということにとどまらず、ほかの自治体においても、そのような委託はされております。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、各自治体で作り上げる地域包括ケアシステム、それは、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制を言います。この体制の実現のためには、地域住民や介護事業者、医療機関、町内会、自治体、ボランティアなどが一体となって、地域全体で取り組むことが求められています。その拠点となる地域包括支援センターとは、住み慣れた地域で生活が続けられるよう高齢者の暮らしを地域でサポートするために、市町村などに各自治体が設置する拠点であります。それが葛城市は直営でやっていたということなんです。

そしてそこで、先ほども答弁にありましたように、個々のケアプランを作成していただくんです。これも、市独自で一生懸命作り上げる作業をしていただいております。地域包括支援センターに保健師、職員で専門職として入っていただいておりますが、社会福祉士や主任ケアマネジャーが配置されていて、介護だけでなく、いろいろな医療や福祉、健康の様々な相談の受付、そして、その情報提供を行って、地域に暮らす人たちに様々な側面からサポートをするという、こういった大役を担っていただいております。

厚生労働省の諮問機関であります社会保障審議会介護保険部会では、地域包括支援センターをどのような形で稼働していくか。強化を図るための取組として、いろいろと見直しに関する意見書というのがございます。この中に、まずポイントとしまして、高齢者の自立支援や介護予防を推進するためには、ケアマネジメント支援、個々のどういったケアをしていくかという、そのマネジメントの支援というものがまず位置づけられています。それは、支援の中心になるのは、もちろん地域包括支援センターの中にいるケアマネジャーであります。地域にいる、委託を出してるケアマネジャーへの直接的な支援ということ。その地域における適切なケアマネジメント環境というのを、地域包括支援センターが一体となってその環境を整備する。こういった取組が必要であるというふうに強調されています。

葛城市におきましても、地域の民間事業所に委託して進めていただいておりますが、ケアマネジメント支援の強化はどのようにするかという中で、この中にも、国の厚生労働省の諮問機関なんですけども、度々会議が開かれております。インターネットのホームページの中にもいろいろと、常にかかなりの量で審議をしていただいておりますが、国の示された要件の中に、地域ケア会議というのをしっかり具体化し、明確化しなさいということが要求されています。私はこれまでの議会で度々この地域ケア会議の開催について、早くから質問をさせていただいたことを思い出しておりますが、葛城市の地域包括ケアシステム構築、今推進していただいておりますよね。地域包括ケアシステムというのはいまもう作り上げていただいております。本当に努力の中で進めていただいております。この推進のために、地域ケア会議というものの位置づけというものをどのように考えていらっしゃるかということをお尋ねいたします。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 葛城市の地域ケア会議についてでございます。地域ケア会議は、高齢者が介護の必要な状態になっても、可能な限り、その能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの専門知識を有する職員、さらには民生委員、その他の関係者、関係団体により構成される地域ケア会議を開催し、多職種による地域課題への対応やニーズの把握を通じて、地域全体で支援していくためのネットワークを構築していくものでございます。地域ケア会議の狙いとしては、地域ケア会議を通して、よりよいプランにすること。把握された地域課題に取り組むこと。必要であれば、市町村の施策に反映させる課題を見つけることができ、ケア会議に参加することで参加者のスキルアップと顔の見える関係作りにつながるものでございます。この地域ケア会議の種類には、個別事例解決型、自立支援型、地域課題解決型がございます。実績としましては、平成30年度

は10件、令和元年度は12件、令和2年度は17件となりました。なお、地域ケア会議として開催せずに、地域と連携して個別事案にも対応しており、利用者、利用者家族、担当介護支援専門員、サービス担当事業所及び地域の方、例えば民生委員や支援していただける近隣住民、生活支援コーディネーターである社会福祉協議会の職員などを交えて随時打合せを行っており、本人にとっての環境整備、居場所確保、今後の適切な介護保険のサービスの決定、それぞれの顔の見える関係作りを行っております。令和2年度中の相談件数は155件でございました。

西川議長 川村議員。

川村議員 今、地域ケア会議についてのご答弁をいただきましたけれども、ここで、先進的な取組を行っている県内の市町村、大体人口規模が同レベルの広陵町の取組についてご紹介をさせていただきます。広陵町は高齢化率、令和2年5月現在で25.5%。平成28年は23.6%。令和2年の要介護認定率が15.5%です。平成27年からはずっと横ばいでキープされてるわけですが、ちなみに葛城市は、平成27年から、17%から右肩上がりの18.9%という形に要介護認定率というのが上昇しています。このことを1つの数値として捉えていただきまして、広陵町の第8期の基準月額というのは5,600円でございます。参考までに、今、第8期の基準月額が5,600円。第6期の基準は、その6年前、5,200円。400円しか上がっていません。広陵町の地域包括支援センターの担当者にいろいろとお尋ねをいたしますと、地域包括支援センターは、葛城市と一緒に直営である。専門の資格を持った正職員は、うちとそう変わらない形でいらっしゃるわけですが、非常にこれは、県内の生駒市、先進地の取組としてかなり研究をされてる地域なんです。直接我々が葛城市と比較するには、人口規模が多いですから比較はできないんですが、その中で成果を上げてる部分というのは何かというような形で、地域の介護事業者と生駒市の事例を酌んで、広陵町はどうされてるかという、地域の介護事業者と月に10件から15件ペースで地域ケア会議を開催しているということなんです。介護予防のための地域ケア会議を頻繁に行った結果、基本情報やアセスメントシート、ケアプランなどの様々な情報を活用することができるので、単に事業対象者の判別、ケアマネジャーの判断だけでなく、サービスの回数とか、サービスの利用の仕方とか、そして、より対象者に沿ったサービスの利用の在り方を検討することができて、そういったモデルになるケースというのがきちっと数値として、ケアプランの形として出てくるわけなんです。必要な方に必要なサービスの提供をされるという考えの下に、介護保険料の上昇を抑えておられるというのは、単に介護を省くとか、介護を軽視するとか、そういった形ではなくて、ケアマネジメントそのものに自立をさせていく。要支援ですから、自立をさせていくという、そういった本人の個別のケアにしっかりと地域の皆さんで向き合って解決していくという、課題解決の向上を目指していってるということで、専門的な視点がありますので、それをしっかりと生かしたアプローチができるという、多職種とか、いろんな職の方と連携を図っていく。それで1つの目標が立てられるということです。

第8期では、計画は、最終令和5年度には125件という目標値を立てられているんですが、葛城市も今聞きますと、個別でやっているという、地域ケア会議の数というのは、ほとんど

1桁違うんですけども、それぞれいろんな打合せをやりながらやっているということですので、地域ケア会議に似た形であろうかと私は思いますけれども、比較的地域ケア会議という捉え方に差があるのではないかとというふうに私は思います。個別の情報交換はしているというけれども、地域ケア会議のレベルというものをもっと上げていく必要があるのではないかとというふうに、これが結局介護保険料の上昇を抑えていく1つの要因になるのなら、全てだとは言いませんが、1つの要因になるのであれば、ケア会議をしていく余裕というか、時間というものは非常に貴重なものであるというふうに、介護予防にも非常に力を入れていただいているんですが、いろんな、介護予防も含めて、地域課題に専門家たちが、そして委託をしている地域のケアマネジャーたちの見解をしっかりと聞くと、現場というか、実態に即したケアプランの見直しとか、そして、単独でケアマネジャーが考えているサービスとはまた違うやり方を提案できるのではないかと。ここがやはり一番のキーポイントになるのではないかとというふうに私は思います。

しかし、現状を見まして、葛城市の地域包括支援センターというのは非常に忙しい状況にあるというのは、私も分かっております。以前よりかなり改善してきたということで聞いておりますし、今は40%が地域包括支援センターで取り組めるような状況になったというふうにおっしゃっておられるんですけども、いま一步、もう少し改善していけば、そんなよりよい形に持っていけるのではないのかと。人員の整理と、そして専門職の重要性というものが、今新たにまだまだ必要ではないのかというふうに私は思うわけでございます。なかなか地域包括ケアシステムを進めていくのは難しいというふうに私は思っているんですが、でも、介護保険料がどんどん上がっていくということは、市民の皆さんにとっては、葛城市、許されることではないんです。どう努力していくかというところが、これから市長にとっても正念場ではないのかなと。2025年の団塊の世代が後期高齢者になるという時期がもう間もなく、目の前に来ているわけです。だから、第8期の介護保険事業計画が執行されて、第9期の計画には、団塊の世代が75歳になる2025年というものがやってきます。介護事業というものは、まだまだもう少し右肩上がりに整理していかないといけないというふうに思います。

医療体制というものは、圏域に頼らざるを得ない。葛城市の病院はあまりありませんので、それは免れないと思いますが、近隣市町村も、自分たちは自分たちの自治体で何とか工夫をしていくという形を、工夫しながら進めていただいているというのは、広陵町の事例から見てもしっかりと分かるわけでございます。この間からコロナウイルス感染対策ということで、有事のときに葛城市役所は、市内の事業者には、コロナの対応として、事業者には利用者の受入れの協力ができるかというようなお尋ねをされたと聞いています。いろんな課題が新たに出てきたわけでございますので、当然、地域の事業者には協力を求めるわけでございますが、さあというときには葛城市の介護事業者に助けを求めて、対応して欲しいという思いが出てきます。災害時も同じことだと私は思います。地域の中で守り合う仕組み、これが地域包括ケアであると思います。この仕組みをしっかりと今、完全な形にはできないとは思いますが、努力していく。その進め方というものの、仕組み作りをどのように考えておられるかということでございますが、地域包括ケアシステムに賛同していただく地域の関係者、団体、

そして事業者が、こんな有事のときに連携がうまく取れるように、そんなときでも対応していただくという、普段からのお付き合いというんですか、持ちつ持たれつのか関係をしっかりと作っていかないと、さあというときに、葛城市外の事業者に頼ってはいは、なかなかそういったときに対応できないというのも、今回のコロナで頭打ちになった部分もあったのではないかと思うわけですが、令和3年度の予算特別委員会でも、市内の事業者の育成と指導について、ほかの議員からも質疑がありました。資料請求をされましたので、私もその資料を見せていただきますと、訪問介護なんかは32%ほど外に、市外に出してるわけです。市外に出すことが悪いとか、そういうことではないんです。もちろん、利用者の希望で市外の事業所に行きたいということであれば優先するんですけども、また、市外の有料老人ホームの利用でしたら、住所地特例といって、葛城市の住まいの方が市外に出た。事業所は市外にあっても、費用負担というのは葛城市、もともと住んでいた住所のところが負担すると。これ、住所地特例というんですが、その逆も、葛城市に有料老人ホームがあって、市外から、また県外から入られたら、その方の費用負担を誰がするのかというと、葛城市の負担ではなくて、元住んでいた方の費用で負担する。これが住所地特例というんですけども、今、それが完全にその形になってきたということで、葛城市民にとって、葛城市の負担をしていただくという形は、事業所、介護保険事業はいろんな形で進化していったとしても、そのような形を取られるということは確かなこととなってまいりました。

今、本当に介護保険料の上昇を抑えるということに対して、結構な値段が上がりましたので、私も、とてもこのことに対してご意見をいただきますので、介護保険料の上昇を抑えるという観点からも、本当に真剣に取り組んでいかないといけない。もちろん厚い介護サービスをしなないといけないんですが、厚い介護サービスをするからといってその方が元気になるかということ、そうではない。やはり少し自立をしていってもらおうという方法を取っていただく。

昨日、98歳のおばあちゃんに会いました。まだ炊事も洗濯もみんなしてますと。ゆっくりだけど、家でしてますと。でも見守りがあるんですと。同じ敷地内に家族がいるということで、98歳のおばあちゃんが介護にかからないで、ぼちぼちとでもされてると。ぼちぼちという、介護が薄いといえばそうなんです。自立をさせていくための環境づくりというのは、私も介護をした経験があります。ひどい嫁かなと思うときだってあったと思います。おばあちゃん、これしてごらんと。おばあちゃん、ここまで歩いてごらんと。言うて、持ちながらも歩くというと運動になるんです。そういった、こんなことは素人の言うことですけども、介護のプロはそうではないと思います。そういう、市内にいらっしゃるケアプランを立ててくださる専門職が、よい関係作りをしていただいて、地域のことだから地域で守り合うという仕組み作りをやっていただきたい。そして、社会福祉協議会もまた頑張っていただかないといけない。いろんな委託事業も受けていただいております。本当に皆様のご利用頻度が高いですので、社会福祉協議会というところが私たちにとっても心強い場所ですので、市長もその長をされてますから、そんなところも含めて、これから葛城市、オール葛城で取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、地域包括ケアシステムの進捗のことに

ついて、市長のお考えを一度お聞きしたいと思います。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 非常に難しいお話を振っていただきましてありがとうございます。介護保険と、実は私が議員になった年は同じでございます、2000年に私、町会議員になったときに、介護保険制度がまさにその年できました。その当時はといいますと、非常に介護保険料もふんだんに集まりましたから、今ほど苦しい運営ではなく、介護保険料といいますか、介護保険制度で全ての業者で賄えるような、そういうような時代であったように思います。それから5年後に地域包括支援センターを設置というところが打ち出されました。その当時から、今の団塊の世代等の高齢化といいますか、人口の年齢シフトが起こるということを前提に、やはり介護保険そのものがもたないであろうということが予想されて、その時分から予防介護という話が出てきたように思います。まさに、今の現状の介護保険制度というのは、以前に比べたら、利用される人にとっては非常に厳しいものになっているのかな。その部分をどのように介護保険以外で予防介護という名目の中で支えていくのかというのが、今この地域に与えられている大きな課題であるのかなという思いがいたしております。

システム自体は、非常に葛城市は出来上がっているという認識を持っております。ただ、システムが出来上がっていても、システムどおりに行うための人力、人を中心にいろんな協力体制をどうやって作っていくのかということが、これから求められることなのかなという思いがいたしておるところでございます。ただ、葛城市は、非常に住民性といいますか、市民性が温かうございます。先ほど議員がおっしゃいました社会福祉協議会という組織も、ほかの市町村の社会福祉協議会とは組織的には変わっておりまして、事業社協でございますので、人員的にも豊富な人員を有しておりますし、非常に手厚い動き方をしておるところでございますので、そのようなものとの組合せの中で、地域の皆さん方のお力を借りながら、更に予防介護に努めていきたい、ケアシステムを更に進んだものにしていきたいという思いでございます。

以上でございます。

西川議長 川村議員。

川村議員 まだ完成品ではないという状況の中で、介護保険事業そのものが当初から非常に難しいものであるということは、市長のご答弁がありますけれども、ただ、直面しているその問題について、やはりこれからも研究、工夫を重ねていかないといけないと。現状維持であれば、介護保険は、確実に手厚い介護ばかりしていたら、それは介護保険料の上昇に直面していくということは課題として、それであっても必要な介護を受けていただくと。本当に両方を成立させるには難しいんですけれども、私の今回の質問は、その方法として、職員の配置、職員たちがこれからその推進のためにどのような努力をしていただかないといけないかということ、今回はあえて申し上げた次第でございますので、更に先進地事例の研究をなさっていただいて、また、よりよい介護事業をしていただきますように要望いたしまして、次の質問をさせていただきます。

2つ目の質問は、コロナによる市民生活の影響についてでございます。今回は、ほかの議

員の皆様からもコロナに関して質問がございました。私も、市民の皆様の生活の変化に対して様々なご意見をいただいております。大なり小なり、全ての葛城市民は自粛によるストレスを感じ、早く元の生活に戻りたいと願っておられます。しかし、今回のコロナによる生活困窮になった方は、決して少なくないというふうに聞いております。葛城市において、まず、生活困窮に陥った方への相談、そして貧困家庭において、主にどのような相談を受けたのか。その世帯の状況についてお聞きいたします。また、障がい者、高齢者も併せて、関連があれば教えてください。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

私からは、社会福祉課で対応しております生活困窮者、障がい者家庭と、長寿福祉課で担当しております高齢者の現状について答弁いたします。生活困窮者自立支援事業の新規相談者の件数でございますが、令和元年度に39件に対して、令和2年度は183件と大きく増加しております。183件のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが152件であり、その中で高校生以下の子どもがいる世帯が58件、うち、ひとり親世帯が29件という状況でございます。

次に、障がいのある方がおられる世帯への影響でございますが、障がい福祉サービスの利用状況は、大きな変化は見られません。休日の余暇活動の一環であった外出支援については、大幅に抑制されたことで障がいのある方の大きなストレスの要因となっているとの声が、相談支援事業所を通じて寄せられております。

次に、高齢者への影響でございますが、介護保険サービスを利用されている方については、若干の利用控えと数か所の短期間でのデイサービス事業所の休止は見られますが、ほとんどの方は、引き続きデイサービスや訪問介護などのサービスを利用しておられる状況でございます。ただし、地域で実施しているサロンや自主運動教室については、緊急事態宣言や感染が多くなった時期においては、感染症予防の観点から休止されるグループがございました。余暇活動についても、外出を控えておられる高齢者が多くいらっしゃるかと考えております。介護予防の観点からは、フレイル状態になる傾向が強くなることが心配される状況であると考えております。

西川議長 川村議員。

川村議員 障がい者の方なんかは、あまり影響ないというふうにおっしゃっておられましたけども、先ほど内野議員からも、心のケアという、生活面、内面と外の形で、私、今回は貧困とか生活困窮の部分でお尋ねをさせていただきましたので、本当にもっと幅広い形でいろんな影響を受けておられるということなんですが、まず生活面の中でどうなのかということを中心してお聞きしたいと思いました。本当にいろいろと、今回の申請に当たっては、相談も新規も非常に多くなってるということでございますので、ただ、貧困という、取上げますけれども、非常に全国でもコロナによる貧困というのが重要視されていってるわけなんですけども、今日、奈良新聞にこんな記事がございました。「コロナ禍で経済的に困窮 学生に食料などを配布 若者応援プロジェクト奈良」という記事で、それから、もう一つは、香芝市の社会福祉協議

会がフードドライブ事業という形で、家庭で余った食料品を、寄付を募って、そして、生活困窮の方を持って帰っていただくという記事が、今日は2つ載ってたわけでございます。コロナ禍において、葛城市も、今回、私、聞きたかったのは、フードドライブの活動です。葛城市はどうなのかなど。いろいろと小耳に挟んでおりますので、葛城市においての活動の現状や周知についてお伺いさせていただきます。そして、この間からもいろいろと全国でも話題になってますが、桜井市や、それから上牧町、赤ちゃんのおむつの配布とか、それから、桜井市なんかも、生理の貧困という形で、生理用品を買うことができない人への支援の取組というのが記事に載っております。本市においてどのような取組をされているか。併せてお伺いをいたします。

西川議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

私の方からは、フードドライブ、そして生理用品、この2つの取組についてご説明申し上げます。まず1つ目は、フードドライブについてでございます。まだ食べられるにも関わらず廃棄される食品は、国内で年間約600万トン。これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量の1.4倍に相当いたします。日本では7人に1人の子どもが貧困状態に陥っています。このような中、ご家庭で余っている食品をお寄せいただき、支援を必要とする人々に提供するフードドライブは、生活困窮支援と食品ロスの低減にもつながる活動として取組が広がっております。本市では、昨年、人権政策課へ女性相談に来られた方から、子どもに十分食べさせることができていないというお話を聞かせていただいたことをきっかけに、葛城市人権教育推進協議会の理事会に諮ったところ、同協議会の取組としてフードドライブを実施しよう、協議会に加盟する30団体に呼びかけて寄付を募ろうということになりました。常温で保存ができ、未開封で、賞味期限が一月以上ある食品を寄付いただいております。昨年10月からこのフードドライブを実施し始め、以後、12月、2月、4月、そして今月と継続実施しております。寄付は、市職員を含む人権推進協議会の加盟団体から募っており、4月までに85件、約430キログラムのご寄付をいただいております。実施月の1日から15日の間に人権政策課窓口及びゆうあいステーションで寄付を受け付け、16日に支援対象者に渡すことができるよう、個別の袋に仕分しております。支援対象者は、人権政策課、社会福祉課、こども・若者サポートセンター、社会福祉協議会で関わっている方から支援の申出を受け、今月は24件の方々へ支援予定でございます。

2つ目の取組でございます。コロナ禍において、経済的な事情等により生理用品を十分に用意できず、様々な行動を制限されている女性のために、本市では、生活安全課が防災備蓄品の生理用品を今月10日から配布することとなりました。配布窓口は、新庄庁舎は人権政策課、當麻庁舎は社会福祉課です。配布方法は、庁舎に掲示しているポスターに付属している配布カードを窓口職員にお渡しいただくか、このポスターをスマートフォンなどで撮影し、ご提示いただければ、申込書等なしにお渡しいたします。葛城市人権教育推進協議会では、有志の皆様から生理用品のご寄付をいただき、本年4月から、人権政策課窓口及び新庄庁舎の福祉課の窓口で自由に持ち帰りいただける形に、少量ずつ紙パックに入れて配布しておる

現状です。

以上でございます。

西川議長 川村議員。

川村議員 今、丁寧なご答弁いただきました。今日の新聞にも書いてますように、葛城市、フードドライブというのは、支援する方と受ける側と、需要と供給のバランスの部分なんですけど、支援をしてほしいという方にどれほど周知するかというところは、非常に重要な部分だと思います。今日、若者応援プロジェクトというのは、学生がアルバイトができなくなって、アルバイト先が、お店が閉まってしまって、非常に学生生活が困窮していく状態であると。こんな人たちも、葛城市の対象者というのはあると思うんです。どんな形で支援の周知をしていただくかということは、非常に重要であります。出してくださる方は、私は逆に多い、30団体が動いてるわけですから、非常にビッグな取組になっていくだろうと思って、今、聞かせていただいて喜んでおりますが、それをどんな形で取りに来てもらおうかというところが大事です。それは、なかなか、取りに来るということに対しても、いろいろと、自分のつらい、しんどいところもありますから、そういった支援でもらった品物をどんな形で分配していくかということについては、いろいろと研究をしていただきたいというふうに思います。この取組は、さあ、地域の中で、今日、市長がおっしゃったみたいに、地域の人は温かい。そういった心の方が非常に多い葛城市。でも、それを有効に使っていただかないといけないということで、できるだけいろんな形で取りに来やすい、その仕組みを作っていくってあげたいというふうに私はお願いをしておきます。

今、いろいろと、生理用品についても同じことでございます。例えば、大学のところに持って行って、そっと置いてあげるとか。お手洗いのところにちゃんと取りやすいように置いてあげるとか。何かもうちょっと、もう一步、市役所まで取りに来るとするのはつらいと思います。女性だからそう思いますけど、やっぱり取りに来やすいという形をうまく考えていただきたいとお願いをしておきます。

そして、市民生活の影響です。子どもたちのことです。先ほどは梨本議員から、子どもたちのスポーツ環境について、いろいろとお聞きされてました。内野議員も心のサポート。現場、生活面、学校行事とか学校生活がどうなのか。保育所の現場はどうなのか。その辺りの生活面についてお伺いをしたいと思います。教育委員会と、それから、こども未来創造部と続いてお願いします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育委員会の吉井でございます。

まずは、教育現場についての現状について答弁させていただきます。まず、小・中学校の年間行事の開催につきましてでございます。大きな変化が見られます。その1つといたしましては、修学旅行、校外学習、野外活動などの泊を伴う行事につきましては、日程を変更したり、目的地を変更したり、また、泊から日帰りへと、先生方にとりましても大変苦慮されてきて、児童・生徒についても、様々な思いを持ちながら受け入れているといった現状がございます。

次に、プールの授業につきましてでございます。昨年に引き続き、本年も中止の決定をいたしました。更衣室の確保、分散授業をした場合の監視を行う先生の確保が困難であるなど、なかなか受けさせてあげられる状況に至らなかったという状況がございました。ほかに、調理実習や理科の実験、音楽の合唱など、制限された中での授業は、先生方の創意工夫により進めていただいているところでございます。

次に、中学校の部活動におきましてでございます。体育系、文化系を問わず、メニューを変更し、対面、密になる状況を避け、対外試合などの制限により活動の幅が狭まっている状況があります。

最後に、幼稚園におきましてですけれども、毎日の活動の中で特に密になりやすい状況が多いことがありますので、先生方のたくさんの工夫と配慮があり、対応していただいております。園児たちは毎日マスクを着用し、先生と接している姿が日常となっております。

以上です。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 保育の現場はどうかというお問い合わせでございます。初めに、コロナによる保育所への影響でございますが、昨年度におきまして中止とさせていただいた保育行事でございますが、年2回開催の保育参観や勤労感謝のための施設訪問、お年寄りとの交流を目的とした世代間交流、小学校との交流を目的とした幼保交流、そのほか、マラソンやクッキング活動などの行事が中止となりました。また、入所式、卒園式、プール遊び、遠足などの行事につきましては、感染防止の観点から、環境に配慮し、内容を変更して実施をいたしました。今年度につきましては、ワクチンの接種も開始されましたので、今後の接種状況と感染の状況を見極めながら判断していきたいと考えております。

次に、貧困による子育て世帯への影響でございますが、こちら、今現在情報はございません。

次に、一時預かりの相談についてでございます。一時預かりは市内2か所、磐城第2保育所と華表保育園において実施しているものでございますが、昨年度はコロナの影響で休止をさせていただいておりましたが、ご要望も多く、今年5月10日から、磐城第2保育所におきまして再開をしております。

最後に、保育ニーズについてでございます。出産や転入など、年度の途中で保育所入所を希望される方はおられますので、随時窓口や電話で入所相談を受け付けております。コロナの影響で家計が苦しくなって、働かなければならなくなったので子どもを保育所に預けたいといったようなご相談は、今のところ聞いていないということでございます。

以上でございます。

西川議長 川村議員。

川村議員 今、コロナの影響を受けて、どんな形で生活をなさってるかということについて、口々にいろんな形で所管に聞いてるんですけども、こういった形で、今、葛城市で、みんなどんな状況にあるのかということについて、今日はご答弁をいただきました。これから回復に向けて、また、ウィズコロナ、アフターコロナも、まだまだ気持ちを緩めてはいけない。変異株

等でまだまだ大変な状況に陥るかもしれない。こんな中で、これから回復に向けて、いろいろ課題というものを整理されてると思うんですが、ご答弁いただこうと思ったんですが、時間もありませんので、これから、私は、この状況下、ゆっくりとした回復に向けて手厚いケアをしていただきたい。これがやっぱり重要だと思います。打撃を受けた後のケアというのは非常に大事でございますので、教育部局共々、手厚い、アフターコロナの中で、課題抽出という形でしっかりと皆さん整理をしていただいて、その対応に向けてご尽力をいただきたいというふうにお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。皆様、ご清聴ありがとうございました。

西川議長 これですべて川村優子君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、明日18日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時57分